

第2期結城市 子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)

～ とともに育て とともに育つ 子育て支援のまちづくり



令和2年3月

結 城 市

は じ め に



結城市では、平成 27 年 3 月に『結城市子ども・子育て支援事業計画』（第 1 期）を策定し、保育園の入所待機児童の解消、幼児教育と保育を一体的に行う認定こども園の開設、児童虐待防止対策の推進、ひとり親家庭等への経済的支援など市における子ども・子育て支援のためこれまで幅広い支援施策を推進してきました。

一方、国では全国的な少子高齢化の進行や経済状況の変化に伴い、共働き家庭や核家族の増加、長時間労働や非正規職員の増加など、家庭における子どもの育ちや子育て環境が大きく変化したことから、第 1 期計画期間の開始後には、「企業主導型保育事業」の仕組みを導入し、さらに、令和元年の 10 月から「幼児教育・保育の無償化」を開始しました。また、児童虐待による乳幼児の死亡事例が相次ぐなど、喫緊の対応が必要な事態も発生し、「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」の一部改正が行われました。

このような背景のもと、この度『第 2 期結城市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、第 1 期計画の基本理念や主要な施策等を継承しながら、基本理念に掲げた「ともに育て ともに育つ 子育て支援のまちづくり」を実現するため、「安心して妊娠・出産・子育てができるまちづくり」「すべての子どもの健やかな育ち（成長）を支えるまちづくり」「子どもと子育て家庭を地域で支えるまちづくり」を目指していきます。

未来を担う子どもたちの健やかな成長のため、引き続き、子ども・子育て支援策を総合的に推進し、きめ細かく切れ目のない支援による子育て環境の充実に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に際しまして貴重なご意見・ご提言をいただきました「子ども・子育て会議」委員の皆さまをはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました皆さま及び関係団体・関係機関の方々に厚く御礼を申し上げます。

令和 2 年 3 月

結城市長

小 林 栄

目 次

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景・趣旨.....	3
2 計画の性格と位置づけ.....	4
3 計画の期間.....	4
4 計画策定の方法.....	5

第2章 市の子ども・子育てを取り巻く現状など

1 地域と子ども・子育て世帯の現状.....	9
2 アンケート調査結果からみた子ども・子育て世帯の現状等.....	14
3 「第1期計画」の実施状況.....	22
4 本章のまとめ ～アンケート調査結果を中心に.....	26

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念.....	31
2 計画の基本目標.....	31
3 計画の展開（施策体系）.....	32
4 教育・保育提供区域の設定.....	32
5 将来児童人口の推計.....	33

第4章 基本施策・事業の展開

基本目標1 安心して妊娠・出産・子育てができるまちづくり.....	37
基本目標2 すべての子どもの健やかな育ち（成長）を支えるまちづくり.....	41
基本目標3 子ども・子育て家庭を地域で支えるまちづくり.....	46

第5章 子ども・子育て支援事業計画（第2期）

1 教育・保育の見込み量と確保の方策.....	51
2 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保の方策.....	55
3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	62
4 新・放課後子ども総合プラン.....	63

第6章 計画の推進等

1 計画推進の体制.....	67
2 計画の進行管理.....	67

第7章 付属資料

資料1 用語説明.....	71
資料2 結城市子ども・子育て会議設置条例.....	76
資料3 結城市子ども・子育て会議委員名簿.....	78
資料4 計画策定までの経過.....	79

第 1 章

計画の基本的事項

1 計画策定の背景・趣旨

◇子育て支援施策の背景・経緯

急速な少子・高齢化の進展により人口構造が変化し、労働人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えています。また、共働き家庭の増加、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、児童虐待の顕在化、子どもたちへの貧困の連鎖など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このことから未来を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ自己肯定感を持って子どもと向き合える環境を整え社会全体として支援していくことが課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。しかし、都市部においては、待機児童問題が解消せず少子化による人口減少に歯止めがきかず、国は平成29年『子育て安心プラン』を公表し保育の受け皿を確保することとし、令和元年10月、幼児教育・保育の無償化を開始しました。

◇「第2期計画」の策定

本市ではこうした背景を踏まえ平成27年3月「ともに育て ともに育つ 子育て支援のまちづくり」を基本理念とし、『結城市子ども・子育て支援事業計画』（第1期）を策定し、子ども・子育て支援施策を総合的に推進してきました。

この度『結城市子ども・子育て支援事業計画』（第1期）が令和元年度で最終年度を迎えることから、第1期計画を検証・現状の課題を分析し、これまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらに推進・発展させるため『第2期結城市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、切れ目のない子育て支援による子育て環境の充実を目指します。

2 計画の性格と位置づけ

◇この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、「次世代育成支援後期行動計画」の事業のうち子ども・子育て支援に関わる直接的なものについて、引き続き本計画で推進します。

なお、『新・放課後子ども総合プラン』に関して国から求められている内容についても、併せて盛り込んでいます。

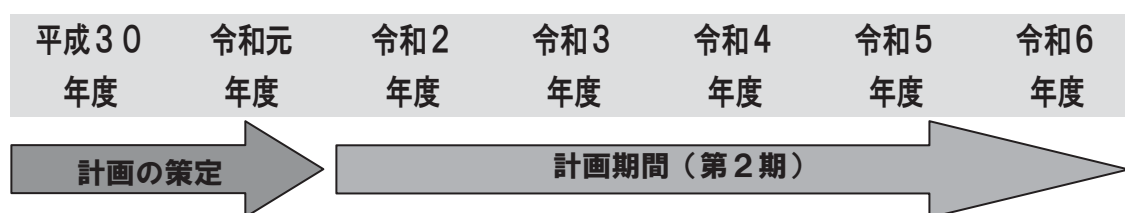
◇『結城市総合計画』および『ゆうきの地域福祉計画』をはじめ、市の関連する主な分野別計画（「健康増進計画」、「障害者プラン」等）と調和を保って策定しています。

◇国、県それぞれが策定した関連の計画のほか、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。

3 計画の期間

「子ども・子育て支援事業計画」は、5年を1期とすることが法定されているため、本計画の計画期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までとします。

なお、各施策の進捗状況について年度ごとに分析、評価し、計画内容と実態に乖離が生じた場合、計画期間中途の年度においても必要に応じて見直しを行います。



4 計画策定の方法

本計画については、市民、子ども・子育て関係団体・組織、学識関係者で構成される「結城市子ども・子育て会議」が審議を行いました。

また、子育て家庭をはじめ広く市民の意見を反映させるため、就学前児童や小学生のいる子育て家庭と一般市民へのアンケート調査の実施、「パブリックコメント」の実施を経て策定しました。

■アンケート調査の概要

◇調査の目的

この調査は、子育て支援に関するサービスの現在の利用状況や今後の利用希望を把握し、令和2年度から令和6年度までの5年を1期とする『第2期結城市子ども・子育て支援事業計画』を策定するための基礎資料を得ることを目的に実施したものです。

調査期間	平成31年1月下旬～2月22日				
回収等状況	調査の種類	配付数	有効回収数	有効回収数合計	有効回収率
	①就学前児童調査	1,000	681	1,763	68.1%
	②小学生調査	1,000	825		82.5%
	③18～40歳市民調査	1,000	257		25.7%

第2章

市の子ども・子育てを取り巻く
現状など

1 地域と子ども・子育て世帯の現状

(1) 人口の推移

本市の平成30年1月1日現在の人口（住民基本台帳人口）は52,566人で、内訳は、15歳未満が12.6%、15～64歳が59.6%、65歳以上（高齢者人口）が27.9%となっています。総人口は、横ばいから微減の傾向にあります。

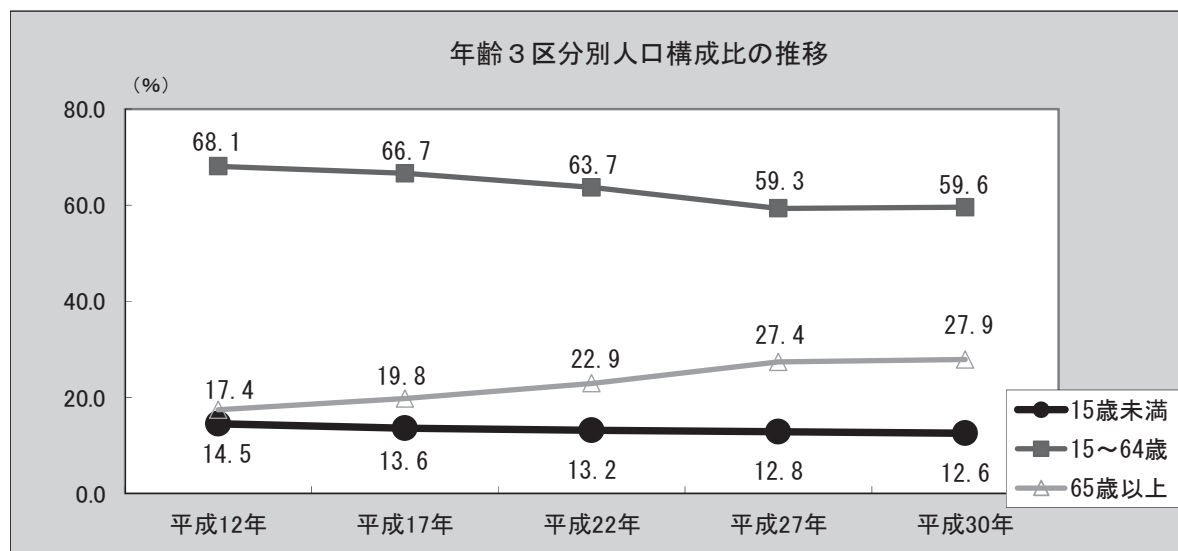
15歳未満の人口（年少人口）は、人数・割合とも減少傾向にあります。

単位：人、%

区分		実績人口				
		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成30年
3区分	15歳未満	7,658	7,120	6,905	6,626	6,598
	15～64歳	35,929	34,966	33,434	30,618	31,308
	65歳以上	9,187	10,369	12,027	14,127	14,660
	総数	52,774	52,460	52,494	51,594	52,566
割合	15歳未満	14.5	13.6	13.2	12.8	12.6
	15～64歳	68.1	66.7	63.7	59.3	59.6
	65歳以上	17.4	19.8	22.9	27.4	27.9
5年毎の伸び率	15歳未満	—	△ 7.0	△ 3.0	△ 4.0	△ 0.4
	15～64歳	—	△ 2.7	△ 4.4	△ 8.4	2.3
	65歳以上	—	12.9	16.0	17.5	3.8
	総数	—	△ 0.6	0.1	△ 1.7	1.9

注1：平成12年～27年は国勢調査、平成30年は住民基本台帳人口1月1日現在。年齢不詳があるため、内訳の合計は総数に一致しない。

注2：「5年毎の伸び率」のうち、平成30年は平成27年に対する伸び率。



（２）児童人口の推移

本市の18歳未満児童人口は、平成30年10月1日現在（住民基本台帳）で7,946人となっています。

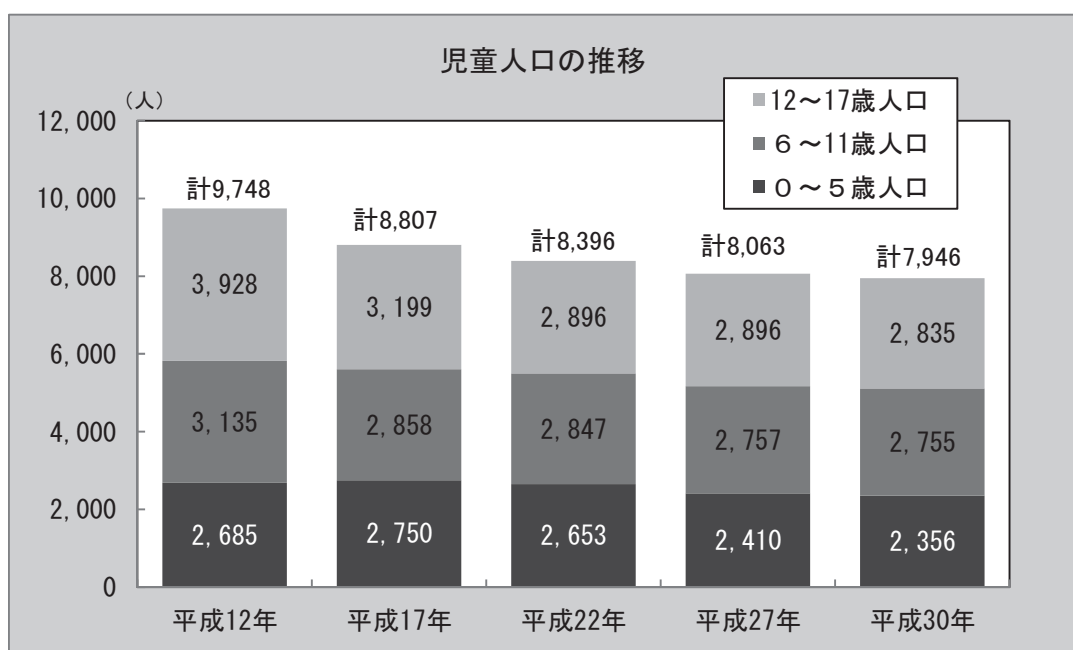
年齢層別でみると、平成12年から平成30年の間で、12～17歳人口が最も大きく減少しています。

単位：人、%

区分		実績人口				
		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成30年
区分	0～5歳人口	2,685	2,750	2,653	2,410	2,356
	6～11歳人口	3,135	2,858	2,847	2,757	2,755
	12～17歳人口	3,928	3,199	2,896	2,896	2,835
	児童人口計	9,748	8,807	8,396	8,063	7,946
割合	0～5歳人口	27.5	31.2	31.6	29.9	29.7
	6～11歳人口	32.2	32.5	33.9	34.2	34.7
	12～17歳人口	40.3	36.3	34.5	35.9	35.7
5年毎の伸び率	0～5歳人口	—	2.4	△ 3.5	△ 9.2	△ 2.2
	6～11歳人口	—	△ 8.8	△ 0.4	△ 3.2	△ 0.1
	12～17歳人口	—	△ 18.6	△ 9.5	0.0	△ 2.1
	児童人口計	—	△ 9.7	△ 4.7	△ 4.0	△ 1.5

注1：国勢調査、平成30年は住民基本台帳人口10月1日現在。

注2：「5年毎の伸び率」のうち、平成30年は平成27年に対する伸び率。



(3) 子ども世帯等の現状

平成27年現在6歳未満の親族のいる一般世帯数は1,834世帯で、一般世帯全体に占める割合は10.1%となっています。平成12年と比較すると、茨城県では21.5%の減少ですが本市では10.0%の減少です。

18歳未満の親族のいる一般世帯数は4,665世帯で、一般世帯全体に占める割合は25.6%となっています。平成12年と比較すると、茨城県では19.0%の減少ですが本市では16.4%の減少です。

また、夫婦のみの世帯などの「核家族世帯」の世帯数は10,403世帯で、一般世帯全体の57.0%ですが、茨城県では57.4%となっています。ひとり親世帯の母子世帯・父子世帯ともに急増しています。

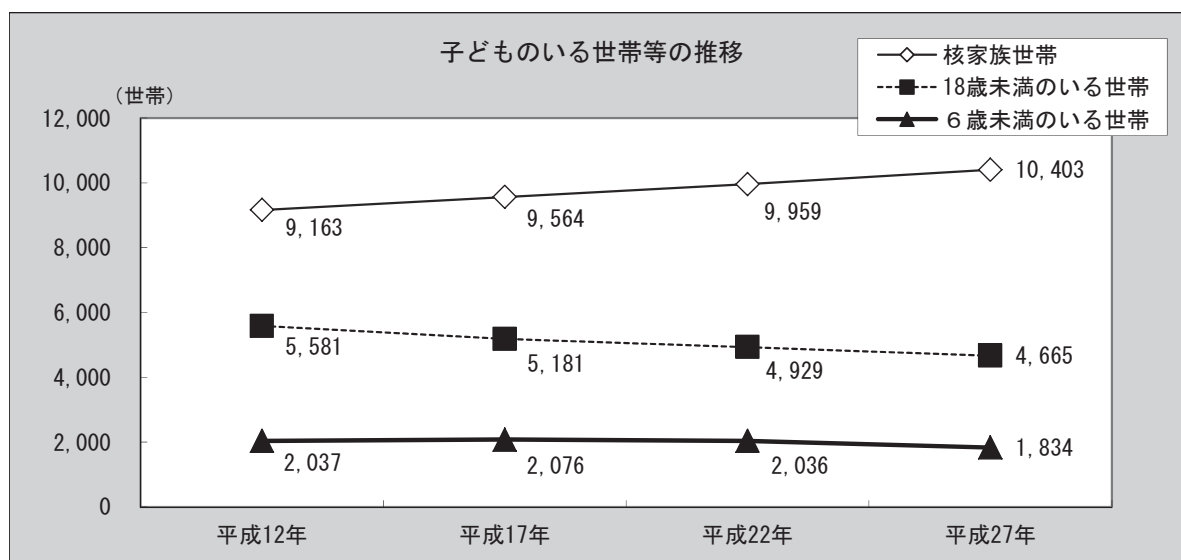
単位: 人、%

区分			結城市					茨城県		
			平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	伸び率	平成12年	平成27年	伸び率
実数	一般世帯数	A	15,819	16,566	17,440	18,241	15.3	983,817	1,122,443	14.1
	一般世帯人員	B	52,212	51,893	51,667	50,601	△ 3.1	2,942,906	2,857,931	△ 2.9
	6歳未満親族のいる一般世帯数	C	2,037	2,076	2,036	1,834	△ 10.0	129,241	101,392	△ 21.5
	18歳未満親族のいる一般世帯数	D	5,581	5,181	4,929	4,665	△ 16.4	325,554	263,854	△ 19.0
	一世帯当りの人員	B/A	3.3	3.1	3.0	2.8	△ 16.0	3.0	2.5	△ 14.9
	核家族世帯数	E	9,163	9,564	9,959	10,403	13.5	573,327	644,317	12.4
	母子世帯数	—	196	246	260	473	141.3	12,273	25,179	105.2
	父子世帯数	—	36	37	42	100	177.8	2,033	5,489	170.0
	割合									
割合	6歳未満親族のいる一般世帯数	C/A	12.9	12.5	11.7	10.1	—	13.1	9.0	—
	18歳未満親族のいる一般世帯数	D/A	35.3	31.3	28.3	25.6	—	33.1	23.5	—
	核家族世帯数	E/A	57.9	57.7	57.1	57.0	—	58.3	57.4	—

注1: 国勢調査、伸び率は平成27年/平成12年

注2: 「一般世帯」とは、入所施設等の世帯を除いた世帯のこと。

注3: 「核家族世帯」とは、夫婦のみの世帯、夫婦と子どものみの世帯、一人親と子どものみの世帯。



（４）出生数・出生率

本市の平成 29 年の出生数は 400 人、平成 25 年から平成 29 年までの年間平均出生数は 383 人となっています。人口千人対出生率の平均値は 7.6 で、国よりも少し低く、県よりも少し高くなっています。

近年は、国、県の合計特殊出生率は 1.4 台の数値となっています。

単位：人等

区分		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平均値
出生数（市）		380	375	408	350	400	383
出生率 （人口千人対）	市	7.5	7.4	8.1	7.0	8.0	7.6
	茨城県	7.7	7.6	7.5	7.3	7.2	7.5
	国	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6	7.9
合計特殊出生率	茨城県	1.42	1.43	1.48	1.47	1.48	1.46
	国	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.43

資料：茨城県保健福祉統計年報

（５）婚姻・離婚

本市の平成 29 年の婚姻件数は 207 件、平成 25 年以降の平均では 221 件です。他方、29 年の離婚件数は 74 件、25 年以降の平均値は 81 件となっています。

近年の平均初婚年齢は、夫が約 31 歳、妻が約 29 歳となっており、緩やかに上昇する傾向を示しています。

単位：人等

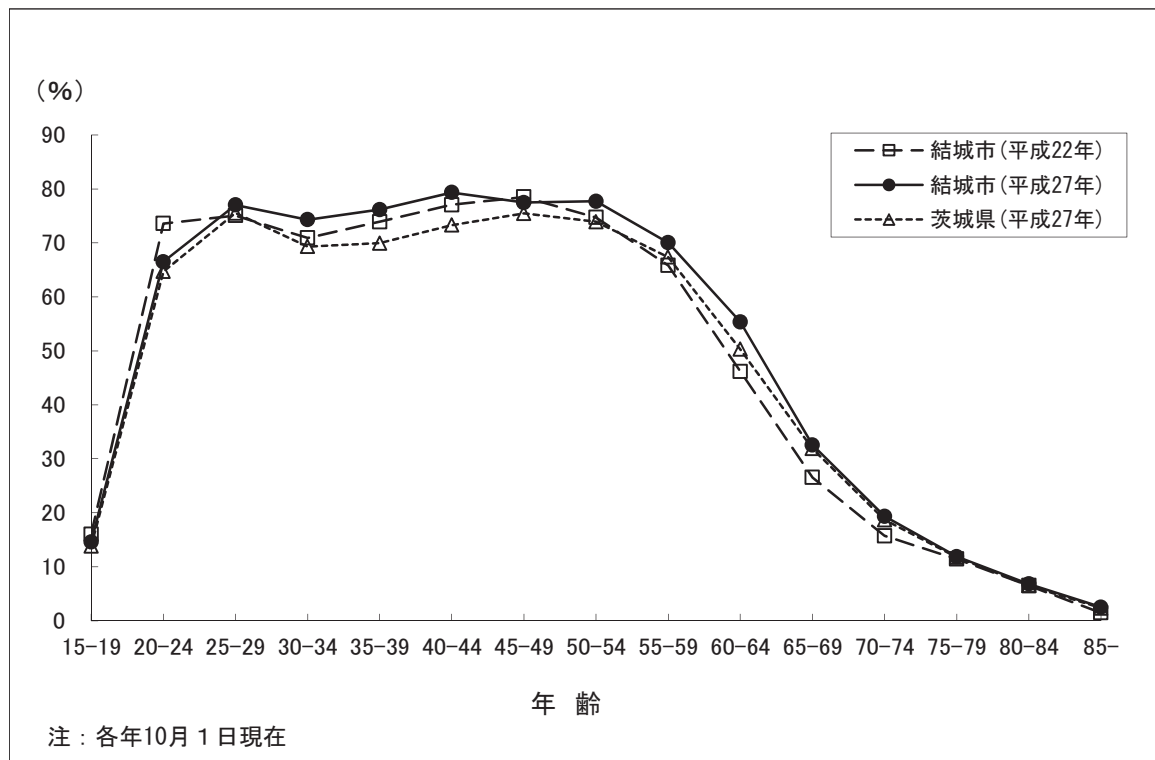
区分			平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平均値
結城市	婚姻		219	229	249	199	207	221
	離婚		66	75	99	90	74	81
	婚姻率		4.3	4.5	5.0	4.0	4.1	4.4
	離婚率		1.31	1.49	1.98	1.80	1.50	1.62
	平均初婚 年齢	夫	30.5	30.9	30.4	31.3	31.7	31.0
		妻	28.9	28.5	28.9	29.2	30.0	29.1
茨城県	婚姻率		4.9	4.8	4.7	4.6	4.5	4.7
	離婚率		1.74	1.72	1.80	1.68	1.60	1.71
全国	婚姻率		5.3	5.1	5.1	5.0	4.9	5.1
	離婚率		1.84	1.77	1.81	1.73	1.70	1.77

注：婚姻率・離婚率は人口千人対

資料：茨城県保健福祉統計年報

(6) 女性の労働力率

女性の労働力率についてみると、本市では以前に比べると若年層を除き各年齢層の労働力率がおおむね上昇しているものの、30歳代の所で落ち込みを示しており、県同様“M字曲線”と呼ばれるような子育て期に一旦仕事を離れるカーブを描いています。

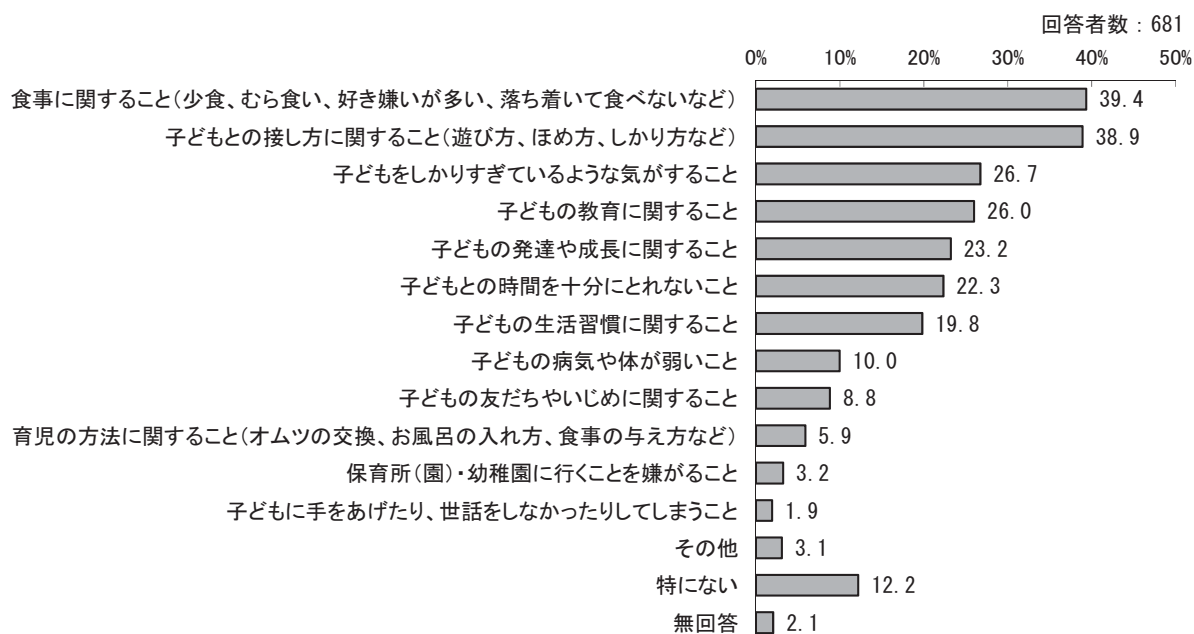


資料：国勢調査

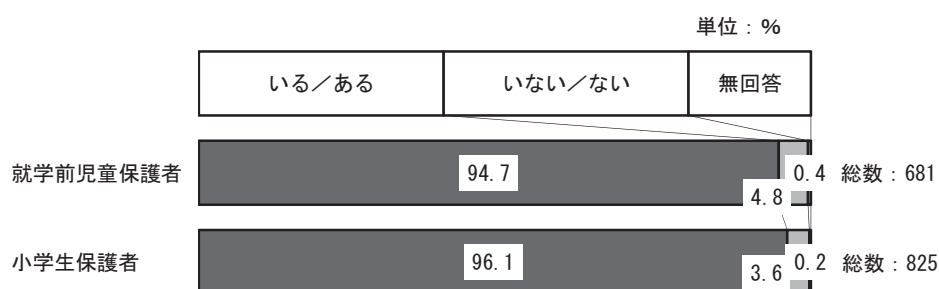
2 アンケート調査結果からみた子ども・子育て世帯の現状等

(1) 子育て、教育に関する悩みなど

就学前児童保護者調査において子育てや教育に関して日常悩んでいること、気になることを質問したところ（複数回答）、「食事に関すること」、「子どもとの接し方に関すること」という回答が多くなっています。



また、子どもの教育を含む子育てについて気軽に相談できる先の有無の質問では、就学前児童保護者・小学生保護者とも「いる／ある」とした回答が圧倒的に多く、「いない／ない」は4%前後となっています。



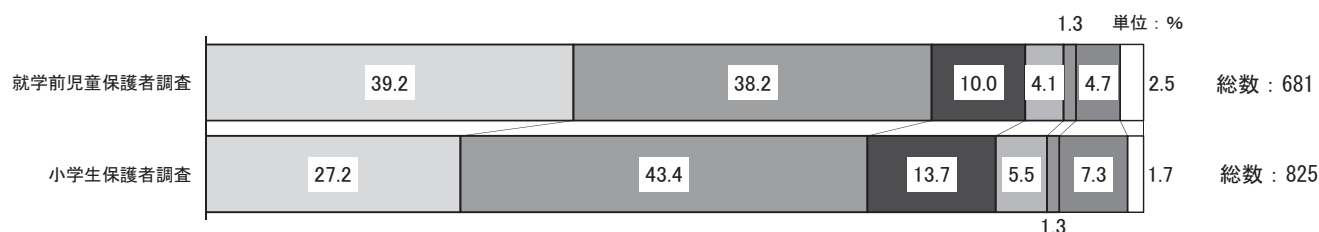
具体的な相談先（複数回答）としては、就学前児童保護者・小学生保護者とも第1位から3位までの回答は共通しており、順に「配偶者・パートナー」、「親・祖父母等の親族」、「友人・知人や近所の人」となっています。家族・親族や友人などが多いことがうかがえます。

	就学前児童保護者調査 (総数：645)		小学生保護者調査 (総数：793)	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	配偶者・パートナー	80.6%	配偶者・パートナー	79.1%
第2位	親・祖父母等の親族	79.7%	親・祖父母等の親族	72.4%
第3位	友人・知人や近所の人	68.7%	友人・知人や近所の人	72.3%

(2) 父親の子育てへの関与

子育てに父親が積極的に関わっているかどうかの質問では、就学前児童保護者では「積極的である」が、小学生保護者では「比較的、積極的である」が、それぞれ最も多くなっています。「積極的」と「比較的積極的」を合わせた“積極派”の回答割合は就学前児童保護者で77.4%、小学生保護者では70.6%といずれも7割を超え、多数派となっています。

□積極的である ■比較的、積極的である ■あまり積極的ではない □積極的ではない ■その他 ■該当なし □無回答



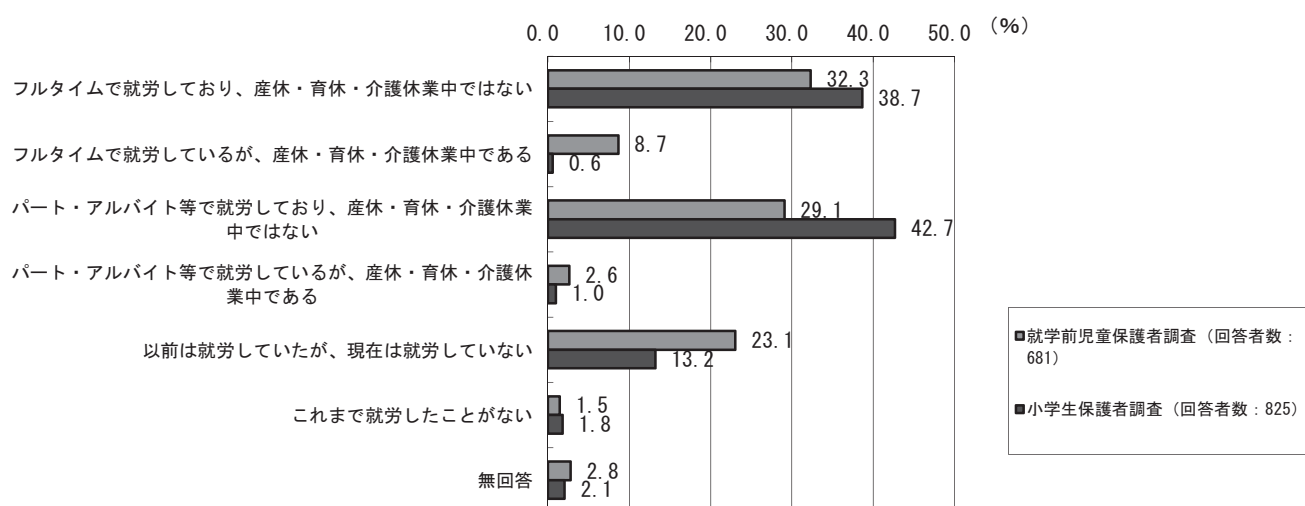
就学前児童保護者調査の中で子どもの年齢別でみると、0～2歳児では“積極派”の割合が84%であるのに対して3～5歳児では73.2%となっており、子どもの年齢が上がるにつれて減少していることが分かります。

		単位：%						
	合計	積極的である	比較的、積極的である	あまり積極的ではない	積極的ではない	その他	該当なし	無回答
全体	681	39.2	38.2	10.0	4.1	1.3	4.7	2.5
0～2歳	268	46.3	37.7	9.0	0.7	0.7	3.7	1.9
3～5歳	403	34.5	38.7	10.9	6.2	1.7	5.5	2.5

（３）母親の就労の状況

母親の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）を質問したところ、就学前児童保護者では「フルタイムで就労しており産休・育休・介護休業中ではない」が 32.3%、「フルタイムで就労しているが産休・育休・介護休業中である」が 8.7%で、合計した“フルタイム就労者”は 41%になります。また、「パート・アルバイト等で就労しており産休・育休・介護休業中ではない」は 29.1%、「パート・アルバイト等で就労しているが産休・育休・介護休業中である」人は 2.6%で、合計した“パート等就労者”は 31.7%です。さらに、「フルタイム」と「パート等」を合計した「就労者」は 72.7%になります。このほか、「以前は就労していたが現在は就労していない」は 23.1%、「これまで就労したことがない」は 1.5%で、現在の「非就労者」は合計 24.6%です。

また、就学前児童保護者では「フルタイムで就労しており産休・育休・介護休業中ではない」という回答が最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており産休・育休・介護休業中ではない」が多く、小学生保護者では１位と２位の回答が入れ替わっています。就労中の回答者は就学前児童の母親では 61.4%、小学生の母親では 81.4%ということになります。



また、産休・育休・介護休業中の人も含め上記の質問で「パート・アルバイト等で就労している」と答えた方に今後のフルタイムへの転換希望について質問したところ、「就学前児童保護者調査」・「小学生保護者調査」とともに「パート・アルバイト等の就労を続けたい」という回答が最も多く、半数前後を占めています。

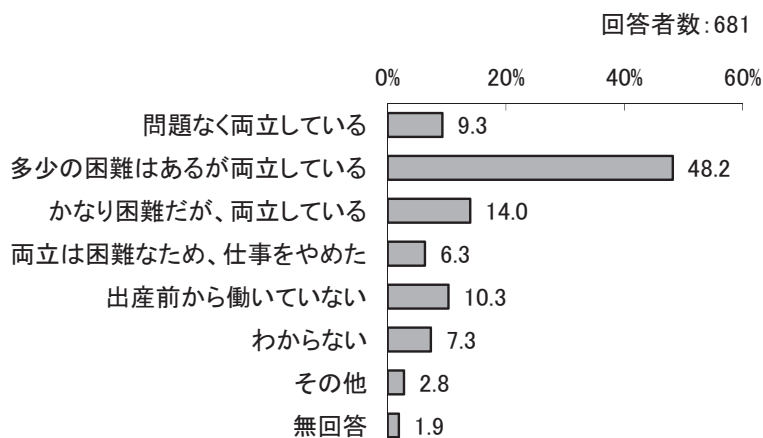
単位：％

	回答者数	みがある、実現でき転換希望	フルタイム、実現でき転換希望	パート・アルバイト等	パート・アルバイト等	無回答
就学前児童保護者調査	216	8.8	29.6	53.7	3.7	4.2
小学生保護者調査	360	9.4	30.3	49.7	5.0	5.6

(4) 働くことと子育てとの両立

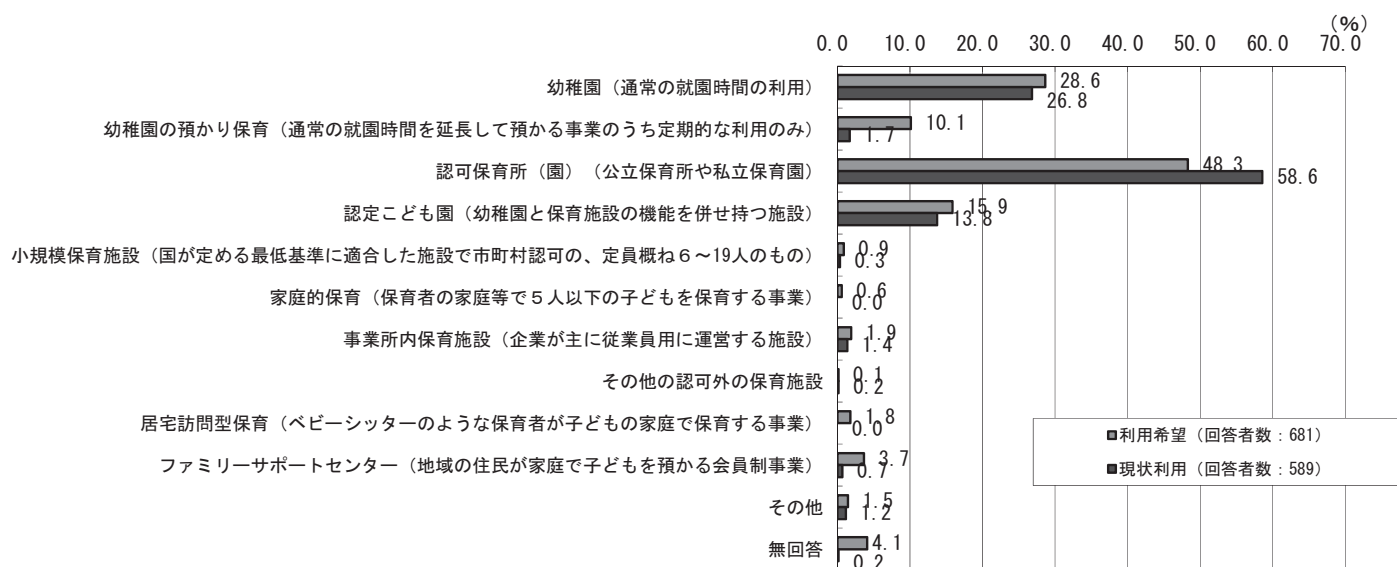
就学前児童保護者調査で働くことと子育てとの両立について尋ねたところ、「多少の困難はあるが両立している」との回答は 48.2%で最も多く、次いで「かなり困難だが、両立している」が 14.0%で多くなっています。

「両立は困難なため仕事をやめた」は 6.3%となっています。



(5) 教育・保育事業（平日）の利用状況・利用希望（就学前児童）

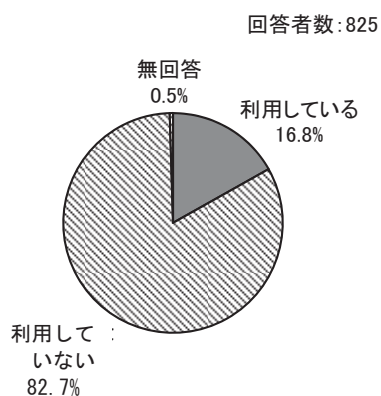
就学前児童保護者調査で、現在定期的に利用している教育・保育事業（平日）と今後利用したいと考える事業について尋ねたところ（複数回答）、共通して「認可保育所（園）（公立保育所や私立保育園）」、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」という回答が多くなっています。



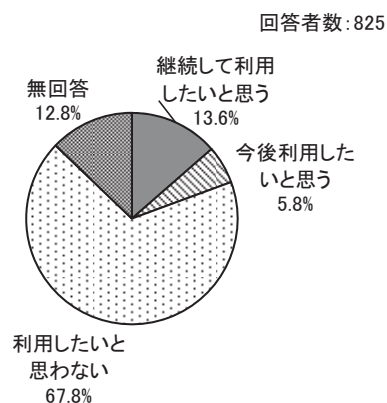
（６）「学童クラブ」、「放課後子ども教室」の利用状況・利用希望（小学生）

小学生保護者調査で学童クラブの現在（平日）の利用状況と今後の利用意向を質問したところ、現在「利用している」は１割台半ば、今後については「継続して」または新規に「利用したいと思う」が合わせて２割弱となっています。

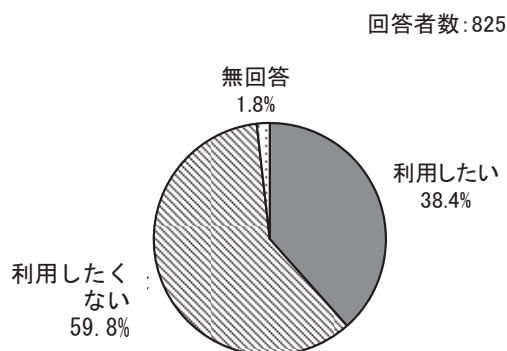
【現在利用】



【利用希望】

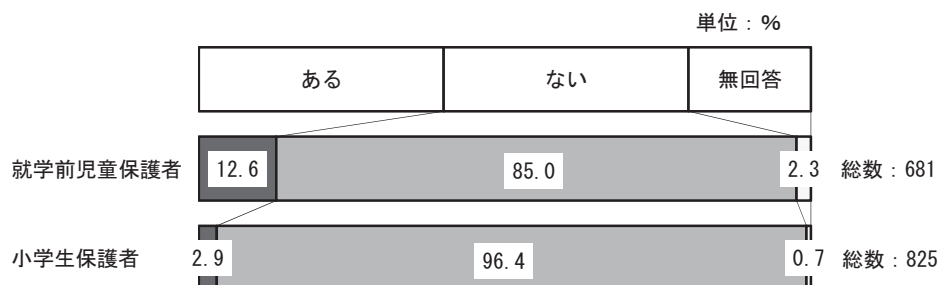


また、「放課後子ども教室」についての今後の利用意向の質問をしたところ４割弱が「利用したい」と回答しています。

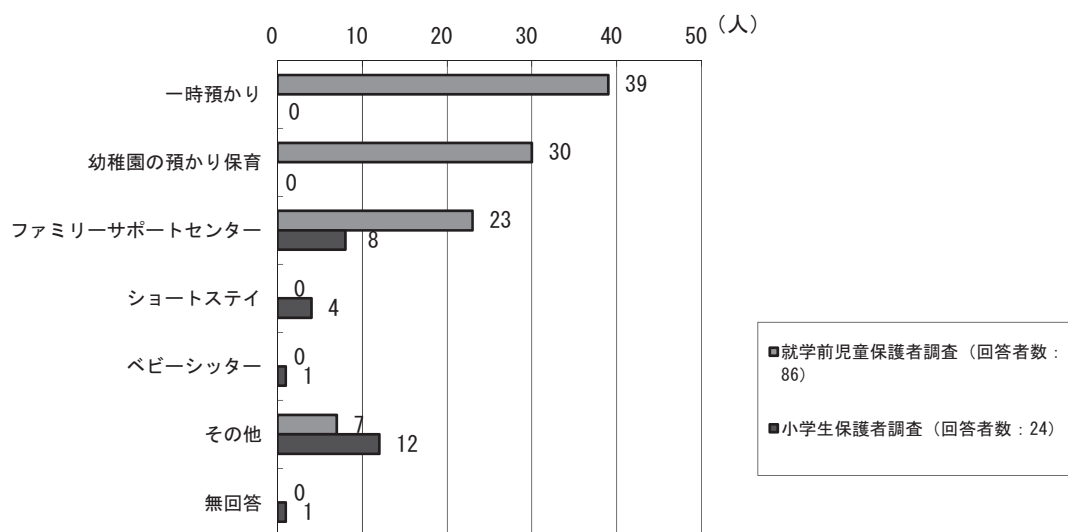


（７）一時預かり事業の不定期利用

私用や親の通院、就労等の際に不定期に一時預かりの事業を利用したことがあるかどうかでは、就学前児童保護者で「ある」という回答が１割強となり、比較的多くみられます。

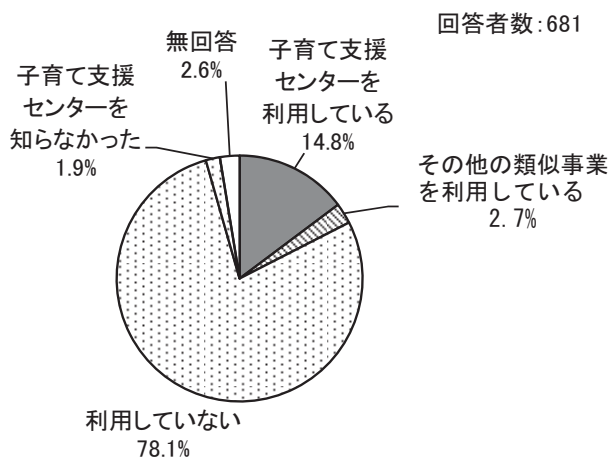


その際の具体的な利用事業としては、就学前児童保護者では「一時預かり」、「幼稚園の預かり保育」、「ファミリーサポートセンター」、小学生保護者では「ファミリーサポートセンター」、「ショートステイ」等が多く挙げられています。



(8)「子育て支援センター」の利用状況

就学前児童保護者による子育て支援センターの現在の利用状況については、「利用していない」との回答が最も多く、次いで多かった回答は「センターを利用している」で、1割台の半ばとなっています。



(9) 市の子育て支援に関する評価（小学生保護者）

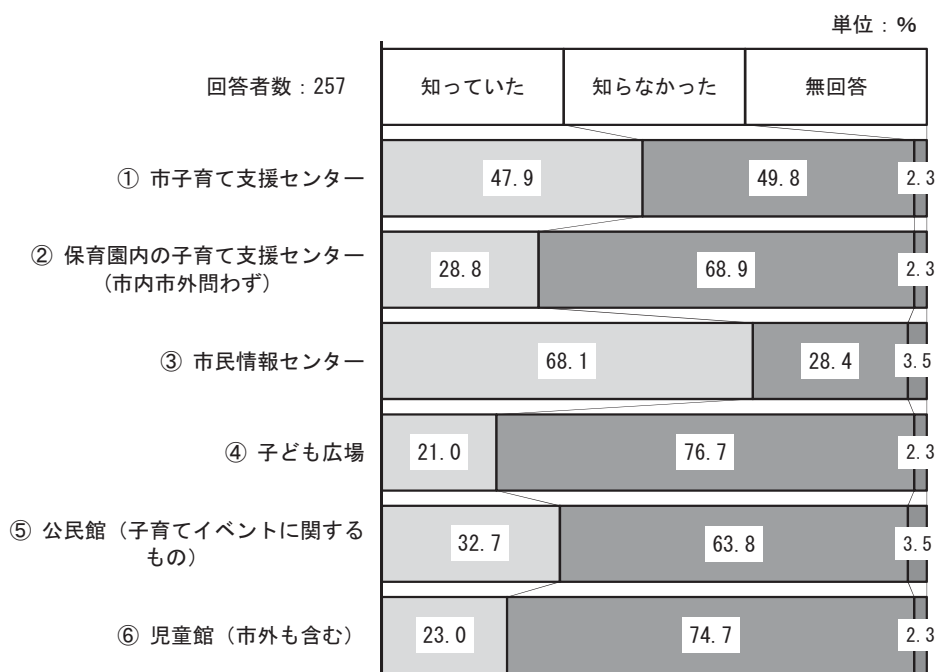
小学生保護者調査で市の子育て支援についてどう思うか尋ねたところ、どの項目でも「まあ良い」という回答が最も多くなっていますが、“⑥子どもを取り巻く安全の確保”では特に多く4割台半ばとなっています。

また、“③仕事と子育ての両立に関する支援”では、「あまり良くない」と「良くない」を合わせた“どちらかと言えば良くない”の割合が、「良い」と「まあ良い」を合わせた“どちらかと言えば良い”の割合を上回っています。

	全体	良い	まあ良い	あまり良くない	良くない	わからない	無回答
① 家庭の子育て力向上への支援	825 100.0	39 4.7	312 37.8	172 20.8	66 8.0	227 27.5	9 1.1
② 子育て支援制度・サービスの充実	825 100.0	47 5.7	337 40.8	192 23.3	80 9.7	162 19.6	7 0.8
③ 仕事と子育ての両立に関する支援	825 100.0	26 3.2	228 27.6	219 26.5	124 15.0	218 26.4	10 1.2
④ 子どもや保護者の健康に関する支援	825 100.0	45 5.5	351 42.5	152 18.4	92 11.2	174 21.1	11 1.3
⑤ 子育てしやすい生活環境の整備	825 100.0	49 5.9	332 40.2	189 22.9	95 11.5	151 18.3	9 1.1
⑥ 子どもを取り巻く安全の確保	825 100.0	47 5.7	368 44.6	182 22.1	97 11.8	121 14.7	10 1.2

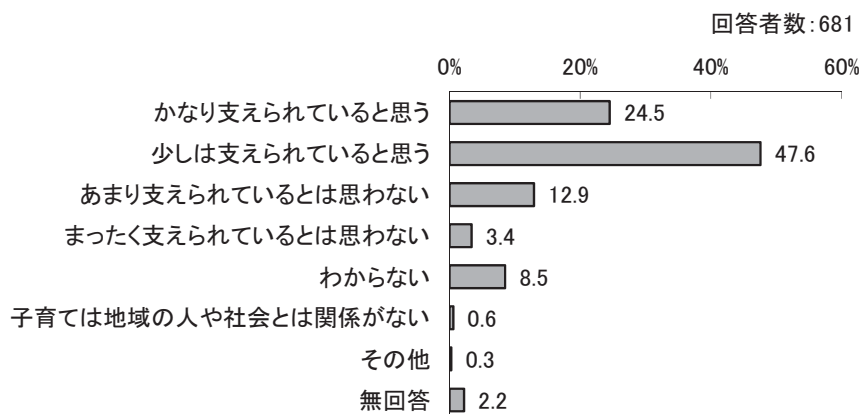
(10) 各種事業の認知状況（18～40 歳市民）

子どものいない方等も含む 18～40 歳の市民に、結城市の子育て支援施設を知っていたか質問したところ、認知度が高かった施設は、市民情報センターや市子育て支援センターで、認知度が低かったのは子ども広場、児童館（市外も含む）となっています。



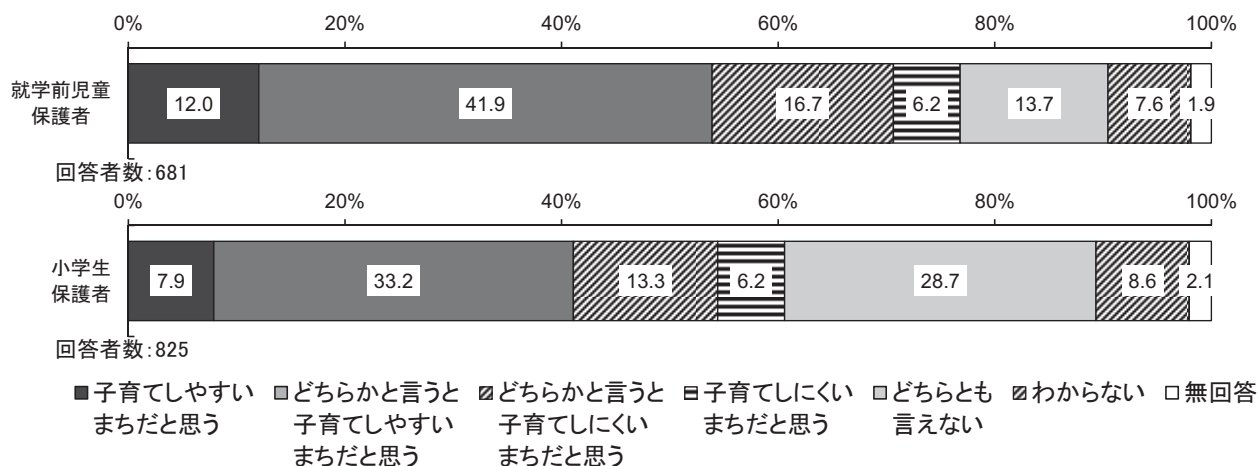
(11) 子育てが地域の人や社会に支えられていると思うか（就学前児童保護者）

就学前児童保護者調査で、自分の子育ては地域の人・社会に支えられていると思うか尋ねたところ、「少しは支えられていると思う」という回答が47.6%で最も多く、次いで「かなり支えられていると思う」が多くなっており、両回答の割合を合わせると72.1%となっています。



(12) 市の「子育てしやすさ」の評価

総合的にみて本市は子育てしやすいまちだと思うかどうかの質問では、就学前児童保護者・小学生保護者とも「どちらかと言うと子育てしやすいまちだと思う」が最も多い回答となっていますが、次いで多いのは、就学前児童保護者では「どちらかと言うと子育てしにくいまちだと思う」、小学生保護者では「どちらとも言えない」となっています。就学前児童保護者では過半数が一定以上子育てしやすいと評価している一方で、小学生保護者では「どちらとも言えない」が多いのが特徴的です。



3 「第1期計画」の実施状況

(1) 教育・保育施設の状況

① 教育・保育施設利用の現状

市内には、令和元年度現在、公立3か所・私立7か所で合計10か所の保育所、3か所の幼稚園（すべて私立）と1か所の幼保連携型認定こども園（私立）があります。定員数合計は、順に1,159人、410人、200人となっています。

保育所・幼稚園等の現状

区 分				平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度
保育所(園)	公立	箇所数	か所	3	3	3	3	3
		定員計	人	200	200	200	200	200
	私立	箇所数	か所	8	8	7	7	7
		定員計	人	880	909	939	959	959
	計	箇所数	か所	11	11	10	10	10
		定員計	人	1,080	1,109	1,139	1,159	1,159
	公立 園児数	0歳	人	8	4	4	4	1
		1～2歳	人	48	54	66	55	56
		3歳以上	人	143	151	124	130	126
		計	人	199	209	194	189	183
	私立 園児数	0歳	人	32	33	24	27	27
		1～2歳	人	284	288	297	289	292
		3歳以上	人	584	599	587	572	560
		計	人	900	920	908	888	879
	園児数 計	0歳	人	40	37	28	31	28
		1～2歳	人	332	342	363	344	348
		3歳以上	人	727	750	711	702	686
		計	人	1,099	1,129	1,102	1,077	1,062
幼稚園	私立	箇所数	か所	3	3	3	3	3
		定員計	人	410	410	410	410	410
	園児数	計	人	324	319	322	311	316
認定 こども園	私立	箇所数	か所	1	1	1	1	1
		定員計	人	200	200	200	200	200
	園児数	計	人	141	175	173	175	168

注：保育所・こども園は各年度4月1日現在、幼稚園は5月1日現在

② 保育所・幼稚園の充足率

保育所の定員に対する園児数の割合である充足率は、令和元年度現在で、公立が91.5%、私立が91.7%、公立・私立計の全体では91.6%で9割強となっています。

幼稚園の充足率は、令和元年度現在77.1%で、第1期計画期間を通じてほぼ7割台後半で推移しています。

保育所・幼稚園の充足率

単位：％

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度
保育所充足率 (園児数 / 定員)	公立	99.5	104.5	97.0	94.5	91.5
	私立	102.3	101.2	96.7	92.6	91.7
	公立・私立計	101.8	101.8	96.8	92.9	91.6
幼稚園充足率 (園児数 / 定員)	私立	79.0	77.8	78.5	75.9	77.1

(2) 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法の「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけられている主な事業の概況は、次の通りです。

* 人回 / 人日とは…順に「年間の延べ利用回数」、「年間の延べ利用日数」のこと。

区 分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度	
①延長保育事業		実施箇所	か所	9	9	9	9	
		年間延べ利用者数	人	367	427	416	437	343
②放課後 児童健 全育 成 事業	実施箇所		か所	14	15	15	15	
	登録 児童	1 ～ 6 年生	人	451	459	444	445	415
③地域子育て支援 拠点事業		実施箇所	か所	3	3	2	2	2
		年間延べ利用者数	人回	11, 237	10, 745	9, 266	9, 017	8, 426
④一時預 かり事 業	幼稚 園型	実施箇所	か所	4	4	2	3	3
		年間延べ利用者数	人日	13, 983	14, 690	12, 822	14, 281	11, 743
	幼稚 園型 以外	実施箇所	か所	5	5	5	5	5
		年間延べ利用者数	人日	1, 670	891	392	597	545
⑤病児保育事業等		実施箇所	か所	1	1	1	1	1
		年間延べ利用者数	人日	746	733	1, 073	1, 095	1, 148
⑥子育て援助活動 支援事業		実施箇所	か所	1	1	1	1	1
		年間延べ利用時間数	時間	614	977. 5	785. 9	1, 065	735. 5

区 分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度
⑦子育て短期支援 事業(ショートステイ)	実施箇所	か所	—	—	4	4	4
	年間延べ利用者数	人	—	—	11	26	0
⑧乳児家庭全戸訪問事業	年間延べ利用者数	人	416	377	404	331	—
⑨養育支援訪問事業	年間延べ利用者数	人	93	97	177	317	—
⑩妊婦健康診査	年間延べ利用回数	回	4,786	4,941	4,562	3,833	—

① 延長保育事業

平成 30 年度、延長保育事業は市内 9 か所で実施、年間延べ補助対象利用者数は 437 人となっています。「第 1 期計画」では、平成 27・28 年度の実績が当初計画値を上回って推移したため、平成 29 年度に見直しを実施し、平成 30・31 年度は順に 476 人、474 人の利用を見込みました。

② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

学童クラブは、民間事業所を含めて平成 31 年度には 15 か所で実施、補助対象の登録者数は平成 30 年度で 1～6 年生合計 445 人です。登録者数は微増減を繰り返していますが、「第 1 期計画」の見込みを例年下回っています。

③ 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業の実施は、平成 27・28 年度では 3 か所でしたが、平成 29 年度以降は 2 か所になったため計画値を下回っています。年間延べ利用者数も平成 28 年度以降は例年見込みを下回っていますが、平成 30 年度で年間延べ 9,017 人(人回)の利用がありました。

④ 一時預かり事業

【幼稚園型】通常の教育時間外に保育を必要とする等の園児の「預かり保育」の実施を「第 1 期計画」で、私立幼稚園 4 か所で実施しましたが、途中実施箇所の増減があり、平成 31 年度には市内 3 か所での実施となっています。平成 27～29 年度の年間延べ利用者数の実績が当初計画値を大きく下回って推移したため、平成 29 年度に見直しを実施し、平成 30・31 年度は各年度 15,000 人(人日)ずつを見込みました。

【幼稚園型以外】病児等を除く「ファミリー・サポート・センター」や「トワイライストステイ」を含む事業で、「第 1 期計画」の期間中、平成 27～29 年度は「トワイライストステイ」の利用はありませんでした。また、同期間中の利用状況等から平成 29 年度に見直しを実施し、平成 30・31 年度は順に 2,620 人、2,765 人(人日)を見込みました。

⑤ 病児・病後児保育事業（ファミリー・サポート・センター〔病児分〕を含む）

病児保育事業等の利用者数はおおむね年々増加する傾向を示していますが、「第 1 期計画」では減少傾向の見込みを立てていたため、例年実績が見込みを上回っています。平成 30 年度では、延べ 1,095 人の利用となっています。

⑥ 子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業（就学児分）

平成 27・28 年度の年間延べ利用時間数の実績が当初計画値から大きく乖離を示したため、平成 29 年度に見直しを実施し、平成 30・31 年度は、順に 1,586 時間、2,021 時間を見込みました。

⑦ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

平成 29 年度に利用が開始された事業で、平成 29 年度は延べ 11 人で、平成 30 年度は年間延べ 26 人の利用となっています。

⑧ 乳児家庭全戸訪問事業

近年は、年間延べ 300 人台から 400 人台の利用となっており、年度により増減しています。

⑨ 養育支援訪問事業

近年、訪問対象者（利用者）数が急増を示しており、平成 30 年度の延べ利用者数 317 人は、前年度の 2 倍近くとなっています。

⑩ 妊婦健康診査

全回受診すると 1 人当たり延べ 14 回となる事業であり、平成 27 年度は 4,786 回、平成 30 年度は 3,833 回で妊婦数の減少により年々減少傾向にあります。

4 本章のまとめ ～アンケート調査結果を中心に

本章のまとめとして、アンケート調査の結果を中核に章内「1」から「3」までの内容を踏まえ、本市の「子ども・子育て支援」をめぐる、課題につながるような現状について総括し、「第2期計画」策定に向けての前提とします。

【まとめ1 少子化の進行】 …＜地域統計の内容等から＞

合計特殊出生率は近年はおおむね1.3～1.4となっていますが、出生数は毎年微増減を繰り返し、大きくみると横ばいとなっています。また、15歳未満の人口（年少人口）は、人数・割合とも減少傾向にあります。

近年の平均初婚年齢は、夫が約31歳、妻が約29歳となっており、緩やかに上昇する傾向を示しています。男女共の晩婚化・非婚化は、少子化につながる大きな要因の一つとなっています。

【まとめ2 適切な情報提供と相談業務の推進の必要性】 …＜アンケート調査の結果等から＞

子育てに伴うさまざまな悩みや疑問を初め、保育関連サービスの有無や利用方法など、特に初めて子育てを行う母親等にとっては、気軽に相談ができ、また必要な情報が入手できるようになっていることが重要です。

アンケート調査の結果では、子どもの教育を含む子育てについて気軽に相談できる先の有無の質問で、就学前児童保護者・小学生保護者とも「いる／ある」とした回答が圧倒的に多く、「いない／ない」という回答は4%前後となっています。相談等の支援を必要としている人に子育てを「楽しい」と思える支えになる相談事業やサークル活動のような気軽に参加できる事業や子育てに関連する制度等について子育て世代の方に十分に周知することが引き続き重要な課題となります。

【まとめ3 専業主婦家庭から共働き家庭へのシフト】 …＜アンケート調査の結果から＞

	家庭類型（現在）	平成25年度調査		平成30年度調査	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	42	6.0%	46	8.8%
タイプB	フルタイム×フルタイム	192	29.0%	224	42.9%
タイプC	フルタイム×パートタイム	124	19.0%	100	19.2%
タイプC'	フルタイム×パートタイム	55	8.0%	44	8.4%
タイプD	専業主婦（夫）	240	37.0%	107	20.5%
タイプE	パートタイム×パートタイム	0		1	0.2%
タイプE'	パートタイム×パートタイム	0		0	
タイプF	無業×無業	3	0.5%	0	
全体		656	100.0%	522	100.0%

アンケート調査の結果から、国の示した手法で「家庭類型」を調べてみると、平成25年度では最も多い類型（37%）であった「専業主婦（夫）」家庭が今回の調査時には16.5ポイント減少し、両親ともフルタイム就労の家庭は、反対に13.9ポイント増加しています。

	家庭類型（潜在）	平成25年度調査		平成30年度調査	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	42	6.0%	46	8.8%
タイプB	フルタイム×フルタイム	226	34.0%	208	39.8%
タイプC	フルタイム×パートタイム	124	19.0%	102	19.5%
タイプC'	フルタイム×パートタイム	71	11.0%	36	6.9%
タイプD	専業主婦（夫）	192	29.0%	128	24.5%
タイプE	パートタイム×パートタイム	0		1	0.2%
タイプE'	パートタイム×パートタイム	0		0	
タイプF	無業×無業	1	0.2%	1	0.2%
全体		656	100.0%	522	100.0%

今後の意向も含めた“潜在的”な家庭類型をみても、今回調査結果では両親ともフルタイム就労を希望する世帯（39.8%）が平成25年度時点より5.8ポイント増え、専業主婦（夫）家庭の希望は4.5ポイント減っており、本市でも専業主婦家庭から夫婦とも（フルタイムで）就労している家庭へと主流が移ってきていることがうかがえます。

【まとめ4 子育てと仕事の両立環境整備の一層の推進の必要性】 …＜アンケート調査の結果等から＞

アンケート調査で働くことと子育てとの両立について尋ねたところ、困難の度合いにかかわらず母親が「両立している」という回答が62.2%で、「両立は困難なため、仕事を辞めた」人は6.3%となっている一方、市の子育て支援についての評価項目のうち、「仕事と子育ての両立に関する支援」に関して肯定的評価をした人30.8%に対して、否定的な評価をした人が41.5%となっています。

就労の場面における女性の活躍が期待され、また「働き方改革関連法」の成立という社会環境の中で、子育てと仕事の両立のための育児休業制度の整備や職場環境づくりは引き続き重要な課題です。

【まとめ5 地域全体による子ども・子育て支援の重要性】 …＜「総合計画」の内容等から＞

アンケート調査の結果をみると、「自分の子育ては地域の人・社会に支えられている」と思う人が合計で72.1%と、7割を超える割合になっています。

「第5次総合計画」の「後期基本計画」では、体系別計画「安心して子育てできる児童福祉の充実」の中で、「地域資源を有効に活用した子育てを支援する人材の育成や集いの場の形成など、地域と協働した子育て環境の整備」を進めていくことが基本的方針とされており、これらを踏まえて、子育て人材の発掘など、地域資源を育成・活用・PRし、地域で子どもを見守り「ともに育て ともに育つ 子育て支援のまちづくり」をめざしていくことが必要になります。

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画は、「子ども・子育て支援法」の基本理念を実現するため、次の基本理念を掲げます。

ともに育て ともに育つ
子育て支援のまちづくり

【参考】◇子ども・子育て支援法（基本理念）

- 第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

2 計画の基本目標

「基本理念」の実現のため、次の3つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標1 安心して妊娠・出産・子育てができるまちづくり

…妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の実施により、保護者の家庭等における不安感や負担感を軽減するための相談支援体制の整備、産前・産後ケアのサービスなど、保護者の状況や子どもの成長段階等に応じたソフト・ハード両面での子育て支援を充実させます。子育て家庭や経済的に困窮している家庭へ現物支給及びサービス支給を充実させ経済的支援の充実に努めます。

基本目標2 すべての子どもの健やかな育ち（成長）を支えるまちづくり

…教育・保育環境の改善や教育・保育に携わる職員の資質の向上などを図ります。また、教育・保育等の提供体制の整備を推進し、家庭環境、保護者の就労状況などによる多様なニーズや子どもの特性に応じた教育・保育等の提供に努めます。また、特別な配慮を必要とする子ども等に対してもきめ細やかな支援を実施します。

基本目標3 子どもと子育て家庭を地域で支えるまちづくり

…子育てしやすいまちづくりに向け、地域の中で教育・保育施設、子育て支援施設の職員や保健・医療関係者等、各種機関等の専門家の知識・技能を活かした支援を行うとともに、地域の住民など多様な人材の参加によって子育て世帯・家庭を見守り、すべての子育て世帯の親と子が孤立しないように努めます。

3 計画の展開（施策体系）

【基本目標】		【基本施策】
1 安心して妊娠・出産・子育てができるまちづくり	┌	(1) 切れ目のない子育て支援体制の推進 (2) 子育て相談等の充実 (3) 子育て家庭への経済的支援の充実
2 すべての子どもの健やかな育ち（成長）を支えるまちづくり	┌	(1) 幼児期の教育・保育の充実 (2) 健やかな成長を育む教育環境の整備 (3) 児童虐待防止対策の推進
3 子どもと子育て家庭を地域で支えるまちづくり	┌	(1) 地域での子育て支援の充実 (2) 「ワーク・ライフ・バランス」の促進

4 教育・保育提供区域の設定

(1) 「区域」設定の趣旨

「子ども・子育て支援法」第61条および国「基本指針」では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育提供施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な「区域」を設定することとされています。

また、当該「区域」の設定は、市の「地域型保育事業」認可にあたって受給調整の判断基準となることを踏まえて実施するように求められています。

(2) 「区域」の設定

「教育・保育」については、市内の施設配置状況等を勘案して、市全域を1つの提供区域とすることにします。

また、地域子ども・子育て支援事業は、教育・保育施設等に準じて市全域を1区域としますが、事業の性格や特徴から市内での配置バランス等を勘案して、適宜柔軟に検討します。

5 将来児童人口の推計

本計画の計画期間における0～11歳の子どもの人口の予測は、以下の通りです。

単位：人

年 齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	348	350	355	350	349
1歳	330	370	378	374	360
2歳	392	346	389	380	381
3歳	399	397	356	389	380
4・5歳	815	813	810	751	751
6～8歳	1, 298	1, 294	1, 285	1, 276	1, 262
9～11歳	1, 399	1, 394	1, 385	1, 375	1, 360
合 計	4, 981	4, 964	4, 958	4, 895	4, 843

※「結城市人口ビジョン」を基に算出。 外国人住民を含む。

第4章

基本施策・事業の展開

基本目標 1 安心して妊娠・出産・子育てができるまちづくり

国では、「子育て世代包括支援センター」（日本版「ネウボラ」）の取り組みが推奨・促進されています。

本市では妊娠出産包括支援事業について、平成 27 年度から「健康増進センター」でモデル事業として、妊娠・出産から子育て期まで切れ目のない支援体制を構築しました。本計画の計画期間においても取り組みを継続し、支援等の充実を図ります。子育てについての悩みや不安は、子どもの健康や育児の方法、育児疲れ、しかりすぎてしまうことなど多岐にわたり、ニーズの多様化に対するきめ細やかな対応が必要となっています。また、全国的にはひとり親家庭等の「子どもの貧困率」が上昇し、経済的支援を必要とする家庭が増加しています。

基本目標 1 安心して妊娠・出産・子育てができるまちづくり

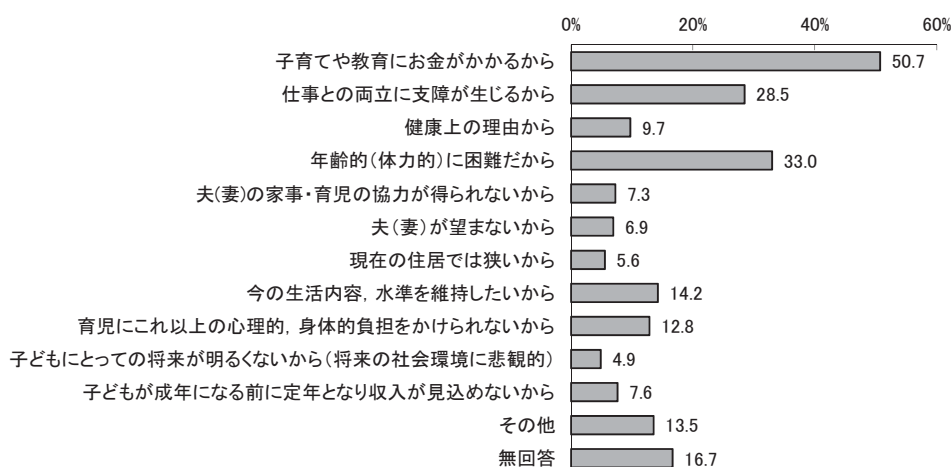
《基本施策》

- （１）切れ目のない子育て支援体制の推進
- （２）子育て相談等の充実
- （３）子育て家庭への経済的支援の充実

〈アンケート調査の結果から〉

◇理想の子ども数を実現できない理由（就学前児童調査）

回答者数：288



《基本施策》（１）切れ目のない子育て支援体制の推進

妊産婦などからのさまざまな相談を通じて状況把握に努め、適切な施設等の利用に結びつける情報提供や効果的なサービスの紹介、安全・安心な妊娠・出産に向けた医療機関との連携など、妊娠期から一貫した支援（生まれる前からの切れ目のない支援）を、「子育て世代包括支援センター」と「子育て支援センター」が緊密に連携し、中核となって推進していきます。

○母子保健事業等の推進…母子保健部門と子育て支援部門等が連携し、妊娠期から子育て期にわたりきめ細やかな支援を切れ目なく行えるように努めます。

- ①妊婦健康診査
- ②産婦健康診査
- ③妊娠出産包括支援事業
- ④母子健康教室
- ⑤乳児家庭全戸訪問事業

○子どもの健康の保持・増進…個別性の大きい乳幼児期の発達について、親が健康的な生活習慣の大切さに気付き、子どもの個性に合った発育・発達を促すような支援を行います。

- ①新生児聴覚検査事業
- ②乳児健康診査
- ③乳幼児健康診査
- ④個別発達相談
- ⑤離乳食教室

（２）子育て相談等の充実

すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援するため「子ども家庭総合支援拠点」を設置します。

教育・保育についての各種の相談事業の充実に努めるとともに、相談事業を「情報提供の場」として位置づけ、各分野にまたがる情報の総合化と相談機関同士の適正な共有を図ります。

また、子育てに関する情報を必要とする人に確実・迅速に提供できるよう、充実を図ります。

子ども・子育て支援新制度の定着と推進のため、事業者・利用者双方への適切な情報提供に努めます。

○子ども家庭総合支援拠点事業…専門職が子どもや家庭に関するあらゆる相談に対応し、包括的な支援に結びつくよう総合調整に取り組みます。

○各種相談事業の充実…教育や保育に関する各種の相談事業を継続して実施するとともに相談機関との情報共有や連携に努め、市民ニーズに応えていきます。

①地域子育て支援拠点（子育て支援センター）における総合的相談

子育て支援センターでは乳幼児とその保護者が交流を行う場とし、気軽に子育てについて相談支援を行います。また、情報乳幼児から小学校就学前までを主とする子ども・子育てに関する専門的な内容も含めた相談を総合的に受け付けます。

②家庭児童相談（子ども福祉課）

市の「福祉事務所」の家庭児童福祉に関する相談業務を充実・強化し、家庭での適切な児童養育その他の家庭児童福祉の向上を図ります。

③民生委員・児童委員による子どもに関する相談活動の充実（社会福祉課）

「主任児童委員」を含む民生委員・児童委員が子どもに関する各種の相談を受け付けます。

④定例健康相談（健康増進センター）

健康や育児についての相談等を保健師・助産師が個別に受け対応を図ります。

⑤就学相談（教育委員会指導課）

小学校に入学予定の子どもについて保護者が不明点や心配等がある場合に相談に応じます。

○情報提供事業の充実…子育て支援に関わる各種事業の実施場所で適切な情報を提供するとともに、広報誌による周知やホームページの更新等に努め、総合的な情報提供を実施します。

①子育て情報の総合的提供

「子育て支援情報誌」の作成・配布、市ホームページや『ママフレサイト』への情報の掲載・更新、市広報誌による情報提供を行います。

また、「子育て支援センター」の広報誌『ぽぽ通信』の発行・情報掲載、センターホームページ、携帯電話・スマートフォンサイトにより情報発信を行います。

（3）子育て家庭への経済的支援の充実

経済的な支援や、ひとり親家庭等への自立支援、また子どもたちの就学に対する援助等を実施し、子育て家庭への支援の充実を図ります。

○子育て家庭への経済的な支援…3歳以上の就学前のすべての子どもを対象とする「幼児教育・保育の無償化」を実施します。

また、中学生までの子どものいる家庭に対して「児童手当」を支給するとともに、妊産婦から18歳まで（高校生相当）の子どもの医療費の一部を助成するなど、子育て家庭への経済的支援を行います。

①「幼児教育・保育無償化」の実施

②多子世帯保育料軽減事業

③少子化対策医療費助成事業（市単独事業）

④入学祝品支給事業

⑤「子育て応援助成金」の支給

⑥児童手当の支給

○ひとり親家庭等への自立支援…子どもの貧困や教育格差を縮小するため、医療費助成等の経済的支援を行います。

①児童扶養手当の支給

②母子家庭等医療費助成

③母子家庭等高等職業訓練促進給付事業

基本目標2 すべての子どもの健やかな育ち（成長）を支えるまちづくり

子どもの成長・発達にとって乳児（1歳未満）期や幼児（1歳以上から就学前）期は、人として生きていく土台をつくる重要な時期になります。

乳幼児期の子どもの育ちを取り巻く環境は、核家族世帯の増加や共働き家庭の増加、長時間労働の常態化、さらにはその是正を図る「働き方改革」等を背景に大きく変化しており、本市の教育・保育ニーズについても、一様ではなく、複合的で多面的なものとなっています。市民の子育てに関するニーズは多岐に渡っており、これらへの対応には、公的サービス等社会的な環境整備や支援がなどの総合的な対策・対応が必要になっています。

「子ども・子育て支援新制度」では、市民ニーズを把握し多様化しているニーズに対応した事業を実施することとしており、制度の一層の定着と共に事業の円滑な実施を図ることが求められています。また、学校でのいじめや友人関係、学習遅滞、病気などさまざまな理由による不登校、長期の引きこもりなど、深刻な悩みを抱える子どもや家庭が増えており、「スクールカウンセラー」の配置や教育相談等を実施しています。

児童虐待に関しては、子どもへの「しつけ」を名目にした虐待が後を絶たないこと等を背景に、令和元年6月、保護者による体罰の禁止、児童相談所の機能強化等を内容とする児童福祉法、児童虐待防止法の改正案が可決・成立しています。

基本目標2 すべての子どもの健やかな育ち（成長）を支えるまちづくり

《基本施策》

- （1）幼児期の教育・保育の充実
- （2）健やかな成長を育む教育環境の整備
- （3）児童虐待防止対策の推進

〈子ども・子育て支援新制度〉（制度開始時）

○おもなポイント

- ① 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- ② 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）および小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- ③ 地域の子ども・子育て支援の充実

子ども・子育て支援給付

＜施設型給付＞

- ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付

＜地域型保育給付＞

- ・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

＜児童手当＞

「教育・保育給付」

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援、地域子育て支援拠点、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業等
- ・延長保育、病児・病後児保育事業
- ・放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- ・妊婦健康診査

企業主導型保育事業

《基本施策》（１）幼児期の教育・保育の充実

「特定教育・保育施設」について、就労状況の変化等に伴う市民の教育・保育ニーズの多様化や高まりに対応できるよう、年度ごとの目標量を定めて計画的に教育・保育施設、「特定地域型保育事業」の一体的な整備を進めます。特定地域型保育事業については、市民ニーズを勘案し、適宜整備を検討します。

教育・保育施設や地域型保育事業、認可外保育施設等に関し乳幼児の安全・安心の確保とサービスの「質」の向上をめざして利用者の苦情への適正な対応・事業評価等必要な業務を行い、事業者によってサービスが円滑に提供・推進されるように図ります。

「子ども・子育て支援法」で定める「地域子ども・子育て支援事業」のうち本市で必要な事業について、市民ニーズを充足するため、年度ごとの目標・実施方針を定めて計画的な実施を図るとともに、それらの事業以外の子ども・子育てを支援する事業についても、継続して充実を図ります。

○教育・保育施設の整備…市民ニーズに対応できるよう保育所、幼稚園、認定こども園の利用定員の確保を図ります。

①保育所の整備

保育を必要とするすべての子どもの入所希望に対応するとともに、多様化する市民ニーズに対応できるよう保育所の整備・充実を図ります。

②幼稚園の整備

市民の幼児教育に対する多様化したニーズに対応するため、幼稚園の特徴をいかながら整備・充実を図ります。

③認定こども園の整備

保育機能と教育機能を兼ね備えた教育・保育施設として市民ニーズの多様化・高度化に対応できるように、認定こども園の整備・充実を図ります。

○地域型保育事業の整備…市の確認を受ける「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」等の「特定地域型保育事業」について、市民ニーズを勘案して適宜推進するとともに、市の条例により適正な設置・運営が行われるように図ります。

①「小規模保育事業」の推進

定員 19 人以下の保育事業を行う「小規模保育事業」について、市条例に基づき適正な設置・運営が行われるように図ります。

②その他の地域型保育事業の推進

「小規模保育事業」以外の地域型保育事業について、今後の市民ニーズの高まり等を勘案し、適宜育成を図ります。

○保育職員等の労働環境の整備への支援…教育・保育等の量の確保に加えて、その「質」の向上のための取り組みの強化のため、幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の「処遇改善」を初めとする労働環境の向上・充実に向け、教育・保育施設等におけるキャリアパスの構築・確立、園内マネジメントの強化等につながる支援に努めます。

○教育・保育施設の自己評価、第三者評価等を通じた運営向上への支援…教育・保育施設での自己評価、第三者評価などの取り組みの推進に資するよう周知・広報等の支援を行います。

○多様な子育てニーズに応える支援事業の充実…「地域子ども・子育て支援事業」として定められている事業以外の各種の子育て支援事業の実施を継続し、市民ニーズに基づき事業の充実を図ります。

①駅前子ども広場推進事業

子育てのノウハウを楽しく学びながら、たくさんの仲間との交流、情報交換等により心身ともにリフレッシュできるように図りいきいき子育てを応援します。

②子育てサークル育成支援事業

子育てグループが自主的な活動ができるように支援し、親の孤立感や育児不安の解消を図って、保護者の育児力を向上し子どもの心の健やかな発達を助長・促進します。

③病児保育

病気やけがをした児童について専用の保育室等で一時的に保育し保護者の子育てと就労等の両立を支援します。

④ファミリーサポートセンター事業

育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人を結ぶ相互援助活動を推進し地域ぐるみの子育て支援を応援します。

⑤一時預かり事業

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に預かり、必要な保育を行い子育てを応援します。

⑥休日保育

保育園（所）に通園している園児を対象に日曜・祝日等の休園日に子どもを保育し、就労等の両立を支援します。

⑦放課後児童クラブ

保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や長期の休みに学校施設や児童館などを利用して、放課後児童支援員等を配置し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

（２）健やかな成長を育む教育環境の整備

子どもが健やかに成長するためには家庭が健全であることが基本であるため、家庭における子育ての重要性を再認識できるよう、子育てに関する知識や情報を得る機会を積極的に提供するなど、「家庭や地域の教育力」を充実させていきます。あわせて、学校での教育を充実させることのほか、「地域ぐるみで子どもを育てる」意識を醸成し、地域全体で子どもの健全育成を進める体制づくりを推進します。

○家庭教育の充実支援（親育ち支援）…子どもの発達段階に応じた家庭教育のあり方などを学べるよう、講師を招き、講座等を開催します。また、親子がふれ合う機会や、子どもと地域の人たちとの交流の場や事業の提供を推進します。

①教育・保育施設地域活動事業

教育・保育施設の専門的機能を地域住民のために活用していくため、園庭開放や各種行事による地域住民との交流、児童生徒・乳幼児の異年齢児交流、高齢者等との多世代交流、子育て相談等を行い地域交流を促進します。

②教育・保育施設での「家庭教育」の実施

子育ての悩みの軽減・解消、親としての資質向上（「親育ち」の支援）を図るため、「子育て講座」を実施します。

③保幼小交流事業等の推進

教育・保育施設を利用する乳幼児が小学校にスムーズに接続できるよう、教育・保育施設と小学校との交流を実施します。

また、幼稚園・保育所等と小学校等との適切な情報交換や連携の体制の維持・強化を図ります。

○支援の必要な子ども等へのきめ細やかな対応の推進…心身に障害のある乳幼児の教育・保育施設での受け入れを継続します。また、海外から帰国した幼児や外国人幼児などの「外国につながる幼児」に関し、就園に必要な手続き等の外国語による掲載や、職員等への外国の習慣・文化・指導上の留意点等についての研修の実施などの支援に努めていきます。

①巡回相談

②移動発達相談

③特別支援学級

④通級指導教室

○学校教育環境の整備…情報化や国際化など、急速かつ激しく変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく児童・生徒を育むために、市の「教育振興基本計画」に基づいて、豊かな心と健やかな体の育成、確かな学力の定着などを図っていきます。

①教育・保育施設での給食による「食育」の実施

教育・保育施設において、子どもたちの発達段階に応じ、食事の大切さ・楽しさ、マナー等を指導します。

②「放課後子ども教室」の推進

小学校と結城特別支援学校を活動拠点に、子どもたち（児童・生徒）を対象とする居場所を設け、放課後や休日に地域の大人、大学生、高校生等を活動指導員に据えて、さまざまな体験活動や交流活動と、安全な居場所づくりを行います。

③放課後児童クラブ（学童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもに、授業の終了後に小学校の余裕教室、保育園等を利用して適切な遊びや生活の場を確保し、児童の健全育成を図ります。

○子どもが相談できる相談体制の整備…小・中学生が身近な所でさまざまな不安や悩みについて気軽にカウンセリングを受けられるよう、継続的にスクールカウンセラー等を配置します。

（３）児童虐待防止対策の推進

「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、調整の主担当機関として、支援の一体性、連続性を確保し、児童相談所との円滑な連携・協働の体制を推進します。

母子保健事業や各種相談事業を通じた児童虐待の「発生予防」を基本に、児童虐待防止対策の啓発事業を推進するとともに、保健・医療・福祉関係機関や学校・施設等で子どもと接する機会の比較的多い関係者間の連携の強化を図ります。

○「体罰等によらない子育て」の促進…「体罰等によらない子育て」等の促進に向けて広報誌の活用、リーフレットの配布等を進め、体罰等が子どもに与える悪影響や体罰等によらない子育てへの理解に関する各種広報啓発を進めます。

○児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応等…産前・産後ケアの各事業や子育て関連事業が連携して保護者の育児不安の軽減に努めるとともに、母親等の孤立化防止のため、子育てに関する適切な情報提供に努めます。また、「家庭児童相談室」や「民生委員・児童委員」等の相談事業、教育・保育施設や学校等の中で子育てに関する悩みや不安、育児ストレス等に対する発生予防、早期発見に努め、市民の児童虐待「通告義務」についての啓発事業を推進します。

「要保護児童対策地域協議会」（子どもを守る地域ネットワーク）の取り組みの強化を図るとともに、児童相談所の専門性・権限を要するケースに対しては速やかに協議を実施し必要な助言を求めるなど、関係機関との連携強化に努めます。

○「里親制度」の普及・啓発など…児童虐待、養育困難などの事情により家庭で生活できない子どものために、県と連携して「養育家庭制度」の普及・広報を図ります。

○「子ども家庭総合支援拠点事業」の推進…児童虐待等の予防、早期発見及び対応についてより一層の拡充を図るため、子どもとその家庭及び妊産婦に対して専門的な相談対応を実施します。また、家庭訪問等による継続的支援を行います。

基本目標3 子ども・子育て家庭を地域で支えるまちづくり

『第3期 ゆうきの地域福祉計画』では、「地域包括ケアシステムの充実」として、「今後は、高齢者だけでなく、子育て家庭、障害者などが地域で安心して暮らすことができ、支援が必要な方一人ひとりが支援を受けられるよう、福祉・保健・医療の関係者が連携し、地域包括ケアシステムを拡充・深化させ、地域共生社会の実現を目指します」という施策の方向性を示しています。例えば子育てに際して誰にも相談できず地域の中で孤立しかねない専業主婦家庭等の母親を地域で支援したり、子どもたちの安全・安心を守る観点から、家族等からの虐待も含めいつもさり気なく地域で見守るように努めるなど、同計画に則った取り組みの推進が重要になっています。

また、子ども・子育て支援に関する国の「基本指針」では、「任意記載事項」の一つとして「労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項」が挙げられており、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しなどの取り組みを進めていくことが重要になります。

基本目標3 子ども・子育て家庭を地域で支えるまちづくり

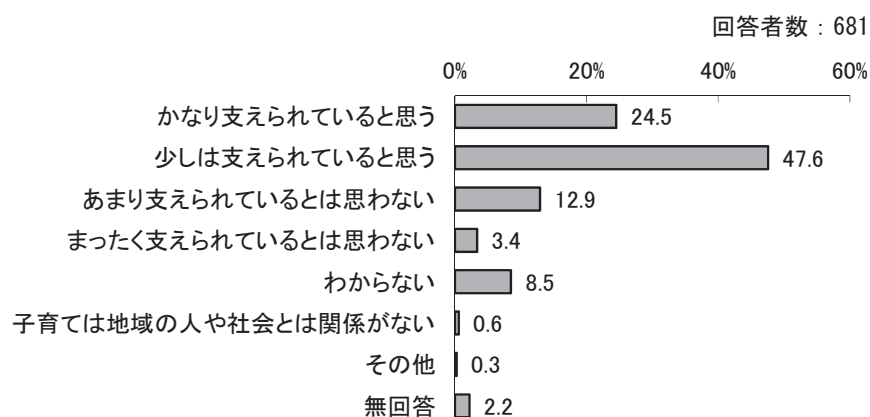
《基本施策》

(1) 地域での子育て支援の充実

(2) 「ワーク・ライフ・バランス」の促進

〈アンケート調査の結果から〉

◇子育てが地域の人・社会に支えられていると思うか【再掲】（就学前児童調査）



《基本施策》（１）地域での子育て支援の充実

子育て支援のためのネットワークづくりや活動拠点の整備等を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場や地域での子育てに関する情報の提供、子どもの「居場所」づくりへの支援に努め、子育てを地域社会全体で支援していきます。

○子育て支援のネットワーク・相談機能等の充実…子どもが地域の中で安全に安心して育っていける環境の整備、子育て支援の「人」づくりなどを総合的に進めていくため、各種子育て支援団体や関係者、地域活動者のネットワークづくりを支援するとともに、子育てグループ等の活動自体も支援し、育成を図っていきます。

- ①子育てひろば事業
- ②「子ども食堂」への支援
- ③子育てグループ等への支援
- ④ファミリーサポートセンター事業
- ⑤防犯パトロール・通学路パトロール
- ⑥子どもの学習支援事業（「学習サロン」）

（２）「ワーク・ライフ・バランス」の促進

男女が協力して「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」や仕事と子育ての両立を実現させるため、働き方を見直し、意識の普及を促進します。

○意識啓発・広報の推進…子ども・子育て支援法その他の関係法律等について、労働者、事業主、地域住民等への啓発・周知、広報と情報提供を推進します。

①病児保育（再掲）

病気やけがをした児童について専用の保育室等で一時的に保育し、保護者の子育て、就労等の両立を支援します。

②一時預かり事業（再掲）

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に預かり、必要な保育を行い子育てを応援します。

③延長保育事業（再掲）

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所（園）における通常の保育時間を延長して保育を行い就労等の両立を支援します。

第5章

子ども・子育て支援事業計画
(第2期)

1 教育・保育の見込み量と確保の方策

（１）幼児期の学校教育＜幼稚園・認定こども園＞（１号認定）

◇「量の見込み」に対する「確保計画」・「実施時期」

単位：人

		令和元年度 (実績)		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		3歳	4,5歳	3歳	4,5歳	3歳	4,5歳	3歳	4,5歳	3歳	4,5歳	3歳	4,5歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		460		143	311	143	311	130	311	144	289	141	289
②確保 の計画	幼稚園	70	180	115	275	115	275	115	275	115	275	115	275
	認定こども園	37	93	37	93	37	93	37	93	37	93	37	93
③確認を受けない 幼稚園（令和2年度 以降は他市町村分）		52	107	7	12	5	10	5	10	5	10	5	10
②+③-①		79		16	69	14	67	27	67	13	89	16	89

【説明（提供体制の確保の方策）】

- 「１号認定」については、見込み量が横ばいしないし微減していくことを予測しています。
- 幼稚園には子ども・子育て支援新制度による「確認幼稚園」と「確認を受けない幼稚園（私学助成幼稚園）」がありますが、本市では、令和2年度に市内の幼稚園はすべて確認幼稚園となります。
また、本計画の計画期間中、新制度上の幼稚園や認定こども園等の新設は見込んでいません。
- １号認定（３～５歳）では、計画期間中すべての年度について、サービス提供がニーズを上回る見込みとしています。

(2) 幼児期の学校教育・保育<保育所・認定こども園> (2号認定)

◇「量の見込み」に対する「確保計画」・「実施時期」

単位：人

		令和元年度 (実績)		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		3歳	4、5歳	3歳	4、5歳	3歳	4、5歳	3歳	4、5歳	3歳	4、5歳	3歳	4、5歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		742		242	478	242	480	219	480	241	452	237	453
②確保の 計画	保育所	712		235	477	235	477	235	477	235	477	235	477
	認定こども園	13	27	13	27	13	27	13	27	13	27	13	27
	認可外保育 施設、企業 主導型保育 事業	15		6	1	6	5	6	5	6	5	6	5
	計	767		254	505	254	509	254	509	254	509	254	509
②-①		25		12	27	12	29	35	29	13	57	17	56

【説 明 (提供体制の確保の方策)】

- 「2号認定」については、見込み量が微減していくことを予測しています。
- 市内の保育所・保育園と認定こども園の「保育(2号)認定」分などでニーズに対応していくことを計画します。
- 2号認定(3～5歳)では、計画期間中すべての年度について、各年齢層でサービス提供がニーズを上回ることを予想しています。

(3) 幼児期の保育＜幼稚園・保育園等＞（3号認定）

◇「量の見込み」に対する「確保計画」・「実施時期」

単位：人

		令和元年度 (実績)			令和2年度			令和3年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		90	388		95	202	218	95	227	199
②確保の 計画	保育所	80	161	206	80	161	206	80	170	206
	認定こども園	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設、企業 主導型保育事業	5	10		25	19	15	25	25	15
	計	95	397		115	190	231	115	205	231
②－①		5	9		20	△12	13	20	△22	32

		令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		96	233	224	95	230	220	95	222	221
②確保の 計画	保育所	80	180	206	80	185	206	80	185	206
	認定こども園	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設、企業 主導型保育事業	25	30	15	25	30	15	25	30	15
	計	115	220	231	115	225	231	115	225	231
②－①		19	△13	7	20	△5	11	20	3	10

【説 明（提供体制の確保の方策）】

- 「3号認定」（0～2歳）については、見込み量が微増した後、微減に転じていくことを予測しています。
- 各年度、1歳で待機児童が発生することが予測され、弾力的運用で対応していくほか、保育所（園）、認可外保育施設、企業主導型保育事業の地域枠の順次拡大で解消に努めることを予定します。待機児童は令和5年度までで解消する予定です。
- 「地域型保育事業」（「小規模保育」、「家庭的保育」、「居宅訪問型保育」、「事業所内保育」）の提供は、令和2年3月現在、見込んでいません。

【3歳未満児の保育利用率（「確保の方策」の数／3歳未満の児童の総数）】

3歳未満の子どもに待機児童が多いことから、3歳未満の子どもの総数に占める当該年齢層の子どもの利用定員数の割合について、計画期間内の年度ごとの見込み値を設定します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率	50.1%	51.7%	50.4%	51.7%	52.4%
「確保の方策」の数	536 人	551 人	566 人	571 人	571 人
3歳未満の児童総数	1,070 人	1,066 人	1,122 人	1,104 人	1,090 人

（４）教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保

① 認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、「保護者の就労状況やその変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設」であることを踏まえて、本市では認定こども園の普及に取り組んでいます。中でも、0～2歳の低年齢児の新たな教育・保育の場として期待されていることから、0～2歳児も受け入れ可能な認定こども園の整備への補助を行うなど、認定こども園普及への支援を継続していきます。

② 質の高い教育・保育などの推進

乳幼児期は子どもの生涯にわたる人格の形成の基礎が培われる重要な時期であり、その発達段階に応じた「質の高い教育・保育」や子育て支援が提供されることが重要であることから、幼稚園教諭や保育士、保育教諭等を対象とした各種研修に関する補助、「公私立合同研修」の実施など、教育・保育、子育て支援についての専門性の強化等による幼稚園教諭、保育士等の資質の向上に努めていきます。

③ 教育・保育施設と地域型保育事業の連携の支援

3号認定、その中でも特に1、2歳児についての需要が高まるなか、地域型保育事業の一定程度の充実の必要性が想定されることを考慮し、今後地域型保育事業が実施されることになった場合に、その提供施設が、「連携施設」となる幼稚園、認定こども園または保育所を確保して連携施設から保育内容の支援を受けられるように支援を図るなどして、保育環境の充実と、卒園後の優先的な受け入れができる体制の構築等による切れ目のない子育て支援の実現を図っていきます。

2 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保の方策

◎地域子ども・子育て支援事業 事業一覧

	事業名	概要
①	地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。
②	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日・利用時間以外の日や時間に、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。
③	一時預かり事業	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。
④	病児・病後児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業です。また、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等で看護師等が緊急的に対応する事業です。
⑤	子育て援助活動事業（ファミリーサポートセンター事業）	乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と、当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
⑥	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難になった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
⑦	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境等を把握することで、子育て支援に関する情報提供や必要な支援を行う事業です。
⑧	養育支援訪問事業等	養育支援が必要な家庭の居宅を訪問して指導・助言等を行い、適切な養育を支援する事業です。また、「要保護児童対策地域協議会」の機能強化を図る事業です。
⑨	妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持増進と疾病の早期発見を図るため、妊婦に対する健康診査を行う事業です。
⑩	利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供と必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
⑪	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもに、授業の終了後に小学校の余裕教室、保育園等を利用して適切な遊びと生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。
⑫	実費徴収に関する補足給付を行う事業	特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業です。

(1) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

◎サービスの内容

乳幼児とその保護者が集い、相互に交流しながら、仲間づくりや情報交換ができる場所で、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援・援助も行われています。おおむね3歳未満の子どもと保護者を対象とします。

◎量の見込みと確保の方策（・量の見込み対象児童年齢…0～2歳）

地域子育て支援拠点事業	平成30年度（実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	9,017人回	8,800人回	9,000人回	9,500人回	9,500人回	9,500人回
②確保の方策	—	8,800人回 （2か所）	9,000人回 （2か所）	9,500人回 （2か所）	9,500人回 （2か所）	9,500人回 （2か所）
②－①		0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

*人回とは…「年間の延べ利用回数」のことを言います（以降、同様）。

子育て全般に関する専門的支援を行う拠点として、「市子育て支援センター」と保育園併設の「子育て支援センター」（委託）の2か所を設置し、事業を展開していきます。保護者の子育て不安感や孤立感を解消し、自信を持って子育てに向かえるよう支援に努めていきます。

(2) 延長保育事業

◎サービスの内容

保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育園の通常の保育時間（11時間・8時間）を超えて保育時間の延長を行う事業です。

◎量の見込みと確保の方策

時間外保育事業	平成30年度（実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	396人	403人	423人	425人	425人	425人
②確保の方策	—	403人 （9か所）	423人 （9か所）	425人 （9か所）	425人 （9か所）	425人 （9か所）
②－①		0人	0人	0人	0人	0人

利用者数は中間見直し時よりも減少しており、市内保育園（所）・認定こども園9か所で実施していきます。安心して子育てできる環境整備の一環として、開所時間を超えた保育に取り組み、子どもの福祉向上を図ります。

（3）一時預かり事業（幼稚園型）（一時預かり等）/一時預かり、ファミリーサポートセンター事業、トワイライトステイ

【一時預かり事業（幼稚園型）】

◎サービスの内容

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望者を対象に保育を実施する事業です。

◎量の見込みと確保の方策

一時預かり事業（1）	平成30年度（実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	12,930人日	13,830人日	13,830人日	13,830人日	13,830人日	13,830人日
②確保の方策	—	13,830人日	13,830人日	13,830人日	13,830人日	13,830人日
②－①		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

* 人日とは…利用人員見込み×平均利用日数 → 年間の延べ利用日数（以降、同様。）

市内4つの幼稚園等と市外の幼稚園等6か所、認定こども園でのサービス量の確保を見込んでいきます。

【一時預かり事業（幼稚園型以外）、ファミリーサポートセンター事業】

◎サービスの内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳児または幼児について、一時的に預かり、必要な保育を行います。

◎量の見込みと確保の方策

一時預かり事業（2）	平成30年度（実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,554人日	2,795人日	2,740人日	2,735人日	2,730人日	2,726人日
・一時預かり（保育所）	597人日	890人日	890人日	890人日	890人日	890人日
・ファミリーサポートセンター（病児等除く）	1,957人日	1,905人日	1,850人日	1,845人日	1,840人日	1,836人日
②確保の方策	—	2,795人日	2,740人日	2,735人日	2,730人日	2,726人日
②－①		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

「トワイライトステイ」の事業実施は予定しませんが、「保育所の一時的預かり事業」、「ファミリーサポートセンター事業」（未就学児分）で「量の見込み」を確保していくことを予定します。実施場所としては、民間保育園及び公立保育所、また「ファミリーサポートセンター（委託）事業」となります。

(4) 病児・病後児保育事業

◎サービスの内容

児童が発熱等の急な病気になった場合、病院、保育所等に付設された専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業です。

◎量の見込みと確保の方策

病児・病後児保育事業等		平成30年度（実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		1,095人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日
②確保の方策	病児・病後児保育事業	1,095人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日
	ファミリーサポートセンター（病児・緊急対応強化事業）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②－①		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

病院病児保育室に委託して事業を実施していきます。保護者が安心して就労と子育てを両立できる環境整備の一環として、就労形態の多様化に伴う保育の提供に努めます。

また、子どもの病状が軽微な場合であれば、「ファミリーサポートセンター事業」で十分に対応できると考え、同事業の利用による利用量を見込みます。

(5) 子育て援助活動支援（ファミリーサポートセンター）事業（小学生）

◎サービスの内容

児童の預かり等の援助を行いたい人（「協力会員」）と援助を受けたい人（「利用会員」）とから成る会員組織を設置し、相互援助活動についての連絡・調整等を実施する事業です。センター会員の募集・登録、相互援助活動の調整、講習会の開催等を行います。

◎量の見込みと確保の方策

ファミリーサポートセンター事業	平成 30 年 度（実績）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	61 人日	59 人日	60 人日	58 人日	59 人日	58 人日
②確保の方策	—	59 人日 （ 1 か所）	60 人日 （ 1 か所）	58 人日 （ 1 か所）	59 人日 （ 1 か所）	58 人日 （ 1 か所）
②－①		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

会員数、中でも提供会員の数を増加させていくよう図ります。

（6）子育て短期支援事業（ショートステイ）

◎サービスの内容

保護者の病気、入院、出産、出張、冠婚葬祭などの理由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

◎量の見込みと確保の方策（・量の見込み対象児童年齢…0～5歳）

子育て短期支援事業	平成30年度（実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	26人日	30人日	30人日	30人日	30人日	30人日
②確保の方策	—	30人日 （4か所）	30人日 （4か所）	30人日 （4か所）	30人日 （4か所）	30人日 （4か所）
②－①		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

市外等の児童養護施設に委託して実施します。

（7）乳児家庭全戸訪問事業

◎サービスの内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を市の保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

◎量の見込みと確保の方策

乳児家庭全戸訪問事業	平成30年度（実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・推計0歳児数	332人	348人	350人	355人	350人	349人
①量の見込み	314人	348人	350人	355人	350人	349人
②確保の方策 （実施体制、実施機関）	直営 健康増進 センター	直営 健康増進 課	直営 健康増進 課	直営 健康増進 課	直営 健康増進 課	直営 健康増進 課

保健師や「母子保健コーディネーター」（助産師、保健師）、「子育てアドバイザー」（助産師、保健師、保育士等）が、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況、養育環境の把握、育児支援を行います。

家庭の状況に合わせて訪問時期や訪問者を調整し、高い訪問率の達成をめざします。また、訪問拒否等の家庭については、関係機関等とも連携しながら電話相談等で対応し、未確認乳児にならないように努めます。

(8) 養育支援訪問事業（その他支援児童、要保護児童等の支援に資する事業）

◎サービスの内容

子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、さまざまな原因で養育支援が必要となっている家庭を市の保健師などが訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図る事業です。

具体的には、家庭を訪問し、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等が安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援、出産後間もない時期の養育者の育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善のための相談・支援を行います。

◎量の見込みと確保の方策

養育支援訪問事業	平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	193 人	250 人	270 人	300 人	300 人	320 人
②確保の方策 (実施体制、 実施機関)	直営 健康増進セ ンター	直営 健康増進 課	直営 健康増進 課	直営 健康増進 課	直営 健康増進 課	直営 健康増進 課

若年妊婦、産後うつなど児童虐待のリスクのある家庭については、当事業を活用し、虐待を防止します。

(9) 妊婦健康診査

◎サービスの内容

妊産婦の健康の保持・増進を図るため、健康診査を行う事業です（検査回数：14 回）。

◎量の見込みと確保の方策

妊婦健康診査	平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
・推計 0 歳児数	332 人	348 人	350 人	355 人	350 人	349 人
①量の見込み	3, 833 人回	4, 450 人回	4, 450 人回	4, 450 人回	4, 450 人回	4, 450 人回
②確保の方策 (実施体制、 実施機関)	委託 医療機関	委託 医療機関	委託 医療機関	委託 医療機関	委託 医療機関	委託 医療機関

医療機関に委託して、事業を実施します。提供体制が確保されているため、現状を維持し、事業を継続し、安全な妊娠・出産を迎えられるよう支援します。

妊娠届け出時の妊婦面接、「マタニティ教室」、妊婦訪問等の機会に、健康診査受診の必要性についての助言・指導を実施し、受診の促進に努めます。

（10）利用者支援事業〔母子保健型〕

◎サービスの内容

身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援拠点事業などについての情報提供と、必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連携・調整を行います。

◎量の見込みと確保の方策

利用者支援事業	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保の方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②－①	－	(±0)	(±0)	(±0)	(±0)	(±0)

子育て世代包括支援センターでサービスを提供していきます。

（11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

◎サービスの内容

共働き家庭など留守家庭の就学している児童に、放課後、学校の余裕教室、専用施設などにおいて適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る事業です。

◎量の見込みと確保の方策

放課後児童健全育成事業	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	482人	445人	455人	460人	440人	445人
■小学1～3年生	－	300人	310人	300人	280人	280人
■小学4～6年生		145人	145人	160人	160人	165人
②確保の方策	482人 (15か所)	445人 (15か所)	455人 (15か所)	460人 (15か所)	440人 (15か所)	445人 (15か所)
支援員人数	67人	66人	66人	66人	66人	66人
②－①	－	0人	0人	0人	0人	0人

小学1～3年生、4～6年生のいずれについても、平成28～30年度の学童クラブ入所率等を基に量の見込みを推計しており、市内全小学校区内15か所（クラス）で実施していきます。うち13か所については市が保護者会に委託して運営、2か所については「民設民営」で実施します。

（１２）実費徴収に関する補足給付を行う事業

◎サービスの内容・確保の方策

世帯所得の状況等を勘案して、本市が定める基準（低所得等）に該当する場合に、特定教育・保育を受ける際の日用品、文房具その他の教育保育に必要な物品の購入費用や行事参加費用に対する助成、または確認を受けない幼稚園（私学助成幼稚園）で給食の提供を受けた際の副食費に対する助成を行います。

3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

本市の確認を受けた認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業等やファミリーサポートセンター事業の支給要件を満たした子どもが利用する際に要した費用について、市から「子育てのための施設等利用給付」を支給します。国や県の基準に基づき、良質かつ適切な教育・保育の提供に努めるとともに、対象となる児童、子育て世帯に適切な支援を行います。

4 新・放課後子ども総合プラン

◎サービスの内容

放課後や週末等に、安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域の人々の参加を得て「学び・遊び・体験・交流」などさまざまな取り組みを推進する事業です。

◎量の見込みと確保の方策

放課後子供教室	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,261人	1,465人	1,465人	1,465人	1,465人	1,465人
②確保の方策	—	1,465人 (4か所)	1,465人 (4か所)	1,465人 (4か所)	1,465人 (4か所)	1,465人 (4か所)
②-①		0人	0人	0人	0人	0人

*各年度4月1日現在

市内小学校及び特別支援学校で実施していきます。

幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域における学習支援や体験活動等の取り組みの支援を行っていきけるよう、「協議会」等の体制の整備に努めます。

《放課後児童クラブ・放課後子供教室の一体的または連携による実施に関する具体的な方策》

○次代を担う人材を育成するため、すべての子どもが放課後等を安全に安心して過ごし、多様な体験や活動を行うことができるよう、今後は、現在の「放課後子供教室」のプログラムを、学童保育と共通のプログラムとして実施していくことを検討します。

《小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ・放課後子供教室への活用に関する具体的な方策》

/《放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施に関する教育委員会と福祉部局の具体的な連携についての方策》

○放課後子供教室の実施にあたっては、放課後の時間帯からの利用が可能な余裕教室等の利用について、小学校、教育委員会と協議して進めていきます。

放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を確保するため、学校施設や他の公共施設等の利用について、子ども福祉課が教育委員会と連携するとともに、関係機関の理解と協力を得ながら進めます。

第 6 章

計画の推進等

1 計画推進の体制

本計画の推進については、地域の専門性の高い関係機関の協力を得ながら、地域の家庭、教育・保育施設、行政などが情報を共有しながら連携・協働して、地域ぐるみで子ども・子育て家庭を応援・支援していく取り組みの推進を図っていきます。

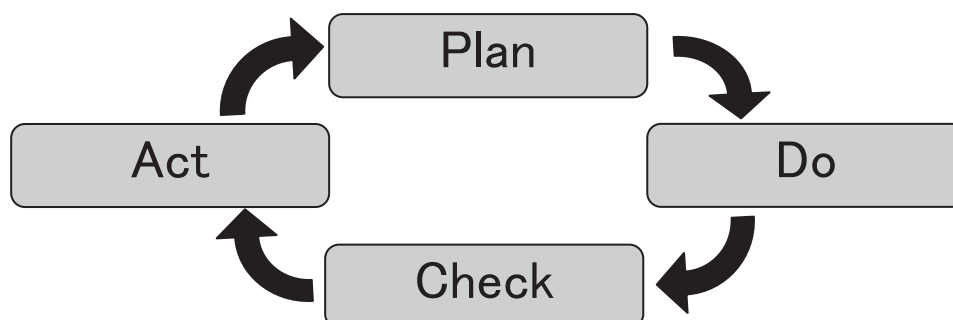
2 計画の進行管理

進行管理の具体的内容

計画の推進にあたって、庁内関係各課による連携を図り全庁的に施策の展開を行うため、毎年、関係各課による計画の進捗状況の点検・自己評価を行っていきます。

また、「結城市子ども・子育て会議」で計画の進捗状況等の点検・評価を行い、効果的な進行管理を図っていきます。

「PDCAサイクル」のイメージ



Plan（計画）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
Do（実行）	計画に基づき活動を実行する
Check（評価）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
Act（改善）	考察に基づき、計画の目標、活動などの見直しを行う

担当課による自己評価

○本計画の各施策・事業について、各担当課が自己評価を行いながら、計画に基づく実施に努めます。

市民への公表

○本計画についての進捗状況の取りまとめと市民への公表・報告（広報誌、公式ホームページなど）を行います。

第7章

付 属 資 料

資料1 用語説明

■ あ 行

預かり保育 (幼稚園における 一時預かり)	登園時間前や降園時間後、夏季休業等の長期休業時に幼稚園で子どもを預かる事業のこと。
育児休業制度	出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度のこと。「育児・介護休業法」では、原則として子が1歳に達するまで、両親ともに休業を取得する場合には子が1歳2か月になるまで、認可保育所への入所を希望したが入所できない場合等には子が1歳6か月になるまで、また1歳6か月時点で同様の事情がある場合には再申請することにより2歳まで、労働者の休業取得が認められています。
一時預かり事業 (一時保育事業)	主として昼間において、家庭での保育が一時的に困難になった子どもを認可保育所等で預かり、必要な保育を行う事業のこと。

■ か 行

外国につながる幼児	国籍にかかわらず、海外に自身のルーツがあり、多様な言語、文化、価値観、慣習などの中で育ってきた幼児のこと。
核家族世帯	夫婦とその未婚の子どもで構成される家族の世帯のこと。
確認(特定子ども・子育て支援施設等の確認)	子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、市町村が、新制度未移行幼稚園や認可外保育施設等が満たすべき教育・保育の質と運営について、基準を満たしていることを確認する制度のこと。
家庭的保育	主に3歳未満の乳児・幼児を対象に、利用定員を5人以下とし、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。
企業主導型保育事業	企業が、「子ども・子育て拠出金」を原資とする助成を受けて、主として従業員向けに認可外保育施設として設立・運営する事業のこと。自社の従業員だけでなく、他の企業との共同利用や地域に住む人の利用枠も設定できる。
教育・保育施設	児童福祉法第39条第1項に規定する「保育所」、学校教育法第1条に規定する「幼稚園」および認定こども園法第2条第6項に規定する「認定こども園」のこと。
教育・保育提供区域	市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域のこと。
合計特殊出生率	その年次における15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むと仮定した時の子どもの数。

子育て世代包括支援センター	保健師、助産師等の専門職が、妊娠・出産から子育て期にわたる切れ目のないサポートを子育て関係者と連携して行う。
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に基づき市町村が条例で設置する審議会その他合議制の機関のこと。
子ども・子育て関連 3 法	「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の 3 つの法律の総称。
子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子どもと子どもの保護者への支援のこと。
子ども・子育て支援 法	子どものための現金給付（児童手当）や子どものための教育・保育給付（施設型給付費・地域型給付費）、子どものための施設等利用給付を行うための仕組みを定めた法律で、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供と地域の子育て支援の充実のため、地域のニーズに基づいた子育て支援の事業計画を作ること等についても定めている。

■ さ　　行

事業所内保育	事業所内の施設等で、主に自社の従業員の子どもを預かる保育事業のこと。定員数に基づいた一定数の地域枠を設けて、その地域の子どもと従業員の子どもを一緒に保育する。新制度における保育給付対象事業所。
市町村子ども・子育て支援事業計画	特別区を含めたすべての市区町村が作成する、5 年間を計画期間とする幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画のこと（子ども・子育て支援法第 61 条）。
児童虐待	親または親に代わる保護者により児童に加えられる身体的虐待、心理的虐待、性的虐待およびネグレクト（保護の怠慢ないし拒否）等の行為。
障害者プラン	障害のある人の日常生活・社会生活を総合的に支援するため、障害者基本法などに基づき障害者施策に関する基本的な方向性を定めた計画のこと。
小規模保育	主に 3 歳未満の乳児・幼児を対象に、利用定員を 6 人以上 19 人以下とし保育を行う事業。
新・放課後子ども総合プラン	「放課後児童クラブ」の量的拡充を図り、令和 3 年度末までに約 25 万人分、同 5 年度末までに合計約 30 万人分の受け皿を整備すること、放課後児童クラブと「放課後子ども教室」を一体的に、または連携して実施することなどを掲げている国の計画のこと。

総合計画 市の行政運営を総合的・計画的に進めるための基本となる指針を示したもので、本市の最上位計画。

■ た 行

待機児童 保育の必要性があり、保育所等に入所の申し込みをしているにもかかわらず、定員超過等により入所できない状態にある児童のこと。

第三者評価 公正・中立な第三者（評価機関）が専門的かつ客観的な立場から見た評価結果を幅広く市民や事業者公表することにより、情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取り組みを促すことで、利用者本位の福祉の実現をめざす制度。

地域型保育事業 「小規模保育」、「家庭的保育」、「居宅訪問型保育」、「事業所内保育」の4種類。少人数の単位で、主に3歳未満の乳児・幼児を対象に保育を行う事業。

地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター) 地域の子育て中の親子の交流の促進や育児相談等を行う事業のこと。

地域子ども・子育て支援事業 地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業の総称。

地域福祉計画 地域の福祉を推進するため、主に地域における住民の支え合いのあり方や地域活動推進に向けての基本的な方向と取り組み等を定めた計画のこと。

特定教育・保育施設 市町村長が「施設型給付費の支給に係る施設」として確認する教育・保育施設のこと。施設型給付を受けず私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

特定地域型保育事業 区市町村長が「地域型保育給付費」の支給に関する事業を行うものとして確認する地域型保育事業のこと。

■ な／ナ行

認可外保育施設 保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての都道府県知事の認可を受けていない施設のこと。

認可保育所 児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たし、都道府県知事または市町村に認可された施設。保護者が仕事や病気などの理由で小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する施設。

認定区分 「特定教育・保育施設」や「特定地域型保育事業」での教育・保育の利用を希望する子どもが、申請して受ける認定の区分のこと。認定には3つの区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等が行われる。

認定こども園 就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育て家庭への支援を行う施設。一般的には保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設とされ、母体となる施設によって「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」の4種のタイプがある。

妊婦健康診査 妊婦の健康の保持と増進のために健康診査を実施し、適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

ネウボラ フィンランドの出産・育児支援施設で、妊娠期から出産、子どもの就学前までの間、母子とその家族を支援する目的で、地方自治体が設置・運営する。neuvoは「助言やアドバイス」、laは「場所」を意味するフィンランド語。

■ は／ハ行

働き方改革 働く人が、それぞれの事情に応じて多様な働き方を選べる社会を実現するため、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保などを図る取り組み（改革）のこと。

パブリックコメント 「市民参加」の方法の一つとして、政策に関するものの内容について、広く市民意見や提案を募集する手段のこと。

P D C Aサイクル 業務プロセスの管理手法の一つで、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）の4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業） 地域において、子育ての援助を希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。

放課後子ども教室 放課後に校庭や教室を開放して、その学校に通う子どもの活動拠点（居場所）をつくり、地域住民等の協力によってスポーツや文化活動を実施する事業。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後等に適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業のこと。本市では「児童クラブ」との名称で実施。

■ や 行

養育家庭

家庭で暮らすことができない子どもを、養子縁組を目的とせずに、一定期間養育する家庭のこと。「家庭的養護」の1類型。

幼児教育・保育 無償化

3～5歳までのすべての子どもと、0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する制度のこと。幼稚園、保育所、認定こども園以外に関して、保育の必要性のある子どもについては認可外保育施設等を利用する場合でも無償化の対象となる。

幼稚園

学校教育法に定める、3～5歳児を対象に幼児教育を行う施設。

要保護児童

保護者のいない児童、または保護者に監護させることが不相当と認められる児童のこと。

要保護児童対策 地域協議会

要保護児童の適切な保護または要支援児童もしくは特定妊婦（出産後の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められた妊婦）への適切な支援を図るため、関係機関・関係団体、児童の福祉に関連する職務に従事する人その他の関係者により構成される協議会。

■ ら 行

利用者支援事業

子どもとその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等についての情報提供や、必要に応じて相談・助言等を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

■ ワ 行

ワーク・ライフ・ バランス

「仕事と生活の調和」を言い、就労時間以外（余暇）における、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、キャリア形成や地域活動への参加などのための個人の時間を持てるような健康で豊かな生活ができるよう、仕事と生活の双方の調和を実現できている状態や考え方のこと。

資料2 結城市子ども・子育て会議設置条例

結城市条例第22号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、第3条に規定する事項を処理するため、結城市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、「特定教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所であって、子ども・子育て支援法第27条により市が確認した施設をいう。

2 この条例において、「特定地域型保育事業」とは、次に掲げる家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育であって、子ども・子育て支援法第29条により市が確認した事業をいう。

(1) 家庭的保育とは、児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。

(2) 小規模保育とは、児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。

(3) 居宅訪問型保育とは、児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。

(4) 事業所内保育とは、児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業として行われる保育をいう。

3 この条例において、「子ども・子育て支援事業計画」とは、子ども・子育て支援法第61条に規定する計画をいう。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。

(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。

(3) 子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく計画の策定に関すること。

(4) その他子ども・子育て支援に関する施策の推進に関すること。

(委員)

第4条 子ども・子育て会議の委員は、20人以内の委員をもって組織し、市長が委嘱するものとする。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定めるものとする。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己又は配偶者が運営する施設又は事業に関する事案については、除斥されるものとする。ただし、他の出席委員の同意がある場合は、出席し当該事案についての意見を述べることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子ども福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会議に諮り決定する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料3 結城市子ども・子育て会議委員名簿

区 分	氏 名	所属団体等	備考
子育て支援	飯 島 涼 子	結城市医師会	～R 1. 8. 31
	菊 地 澄 枝		R 2. 9. 1 ～
	城 戸 衛	結城市歯科医師会	
	増 渕 文 江	結城市民生委員児童委員協議会	
	◎稲 葉 里 子	ゆうき子育て支援隊	
教育関係	小 林 タ ミ	結城市小中学校P T A連絡協議会	R 1. 6. 12～
	黒 田 光 浩	結城市校長会	R 1. 6. 12～
	○滝 田 昌 孝	結城市私立幼稚園・認定こども園連合会	
保育関係	宮 田 サキ子	結城市保育連絡会	
	大 山 圭 磯 麻 貴	結城市学童保育連絡協議会	～R 1. 8. 31 R 2. 9. 1 ～
子育て支援	後 藤 幸 夫	筑西児童相談所	R 1. 6. 12～
	富 田 和 則	筑西保健所	
子育て当事者	上 田 哲 弘	(一般公募)	～R 1. 8. 31
	野 村 亜 希		R 2. 9. 1 ～
	田 中 真 美	(一般公募)	～R 1. 8. 31
	向垣内 沙織		R 2. 9. 1 ～

※ 「氏名」欄の「◎」印：会長、「○」印：会長職務代理者

資料4 計画策定までの経過

年月日	実施内容
平成30年12月21日	平成30年度 第1回 子ども・子育て会議 ・委嘱状交付 ・市長あいさつ ・特定教育・保育施設の利用定員について ・「第1期計画」の進捗状況について ・「第2期計画」の策定（アンケート調査実施等）について
平成31年1月下旬～ 2月22日	「子ども・子育てアンケート（ニーズ）調査」実施
令和元年6月12日	令和元年度 第1回 子ども・子育て会議 ・委嘱状交付 ・「第2期計画」の概要について ・地域と子ども・子育て世帯の現状について ・アンケート調査結果からみた子ども・子育て世帯の現状等
10月25日	令和元年度 第2回 子ども・子育て会議 ・委嘱状交付 ・会長・職務代理者選出 ・「第1期計画」の進捗について ・「第2期計画」の策定について
令和2年2月5日	令和元年度 第3回 子ども・子育て会議 ・委嘱状交付 ・特定教育・保育施設の利用定員の設定について ・「第2期計画」素案について
2月14日～ 3月13日	パブリックコメント（市民等意見募集）の実施

第2期結城市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月発行

発行 結城市

編集 結城市 子ども福祉課

〒307-8501 茨城県結城市大字結城1447

TEL 0296-54-7003（直通）

URL <http://www.city.yuki.lg.jp/>



第2期結城市子ども・子育て支援事業計画
